

柏市町会等 運営ガイドブック (第2版)



人が地域をつくり
地域が人をつくる

柏市市民活動支援課
柏市地域協働を考える会

はじめに

柏市内には 296 の町会、自治会、区（以降、町会等と表記します）があり、地域の安心、安全なまちづくりに重要な役割を担っています。しかしながら加入率は下がり続け、地域のつながりが希薄となり、安心して暮らせる住環境の維持が難しくなっている実態があります。

近年、全国的に地震や台風による大きな自然災害や子どもが巻き込まれる犯罪が多く発生し、また近隣トラブルによる地域の問題が注目される中で、改めて町会等の役割を再認識し、市民が自ら住環境を向上させる活動が見直されています。その一方 2020 年に発生した新型コロナウイルス感染拡大により地域活動は制限され、未だにその影響が残っている状況もあります。

柏市と柏市地域協働を考える会は、10 年間に亘り 125 ヲ所の町会等への取材と 48 回の情報交換会や講座を開催し、また相談事業を通し町会運営の実態や課題を調査してまいりました。その結果、働き方や生活スタイルの変化に対応させ、多くの市民が町会等活動に参加できる運営方法に大きく舵を切る必要があることを痛感しました。若い世帯や女性、外国人、現役、共働きで仕事をしている人等誰でも、町会等活動に参加できる運営に移行するためには、思い切った行事の見直しや仕事の効率化、何よりも若い世帯の意見を積極的に取り入れることが必要と思われます。

町会等の役員がスムーズな運営を行い、また困りごとや迷いごとが発生した際に、実用的な参考書として活用して頂くことを目的に、2020 年に柏市内で実際に行われている先進的な取り組み事例をまとめた「柏市町会等運営ガイドブック」を作成しました。それから 5 年が経ち社会情勢の変化が続く中で、運営が困難をきたしている町会等が増えています。

ここで、その課題解決に具体的に取り組んでいる事例を紹介し、これからの「持続可能な町会等運営」を検討する一助にして頂くため、第 2 版を作成することと致しました。

是非、ご覧いただき、ご自身のこれからの町会等の運営にご活用いただければ幸いです。

楽しい地域活動のコツ

- 1) 活動 3 割、楽しみ 7 割
- 2) 人と接することを楽しむ
- 3) 深追いしない
- 4) 寛容のこころ



目 次

1. 柏市と町会等の現状	
1) 人口と世帯数状況	… P. 4
2) 町会等加入率推移	… P. 4
2. 社会環境と柏市町会等の困りごと	
1) 社会環境の変化	… P. 5
2) 町会等に対する意識調査結果	… P. 6
3) 町会等の困りごと	… P. 6
3. 町会等の基礎	
1) 町会等とは？（役割）	… P. 7
2) なぜ、在るのか？（必要なのか？）	… P. 8
3) もし、町会等が無かったら？（メリット／デメリット）	… P. 8
4) 新任町会長のための町会等運営心得	… P. 11
5) 町会長等がもつ疑問	… P. 11
① 寄付金や会費の扱い	
② 地域委員の推薦	
③ ふるさと協議会との関係	
4. 持続可能な町会等運営のために	… P. 16
1) 具体的な仕事の負担軽減	… P. 17
① 行事や仕事の棚卸と分類	
② さまざまな会議への出席	
③ 回覧、広報	
④ 会員等からのクレーム（苦情）や相談等	
⑤ 役員間の意見調整	
⑥ 神社関係の仕事	
2) 地域の担い手の確保	… P. 21
① 町会等役員	
② 地域委員	
③ 加入の促進、退会の抑制	
3) ICT（情報通信技術）活用促進	… P. 29
4) 事務局の設置と業務移行	… P. 32
5) 市民活動団体や NPO（非営利団体）等との連携	… P. 34
6) 町会等運営の実務	… P. 35
① 会員名簿の作成、配付	
② 役員任期	
③ 会計管理	
④ 引継ぎ	
⑤ 損害賠償（行事や所有物でのケガや物損への対応）	

- ⑥会館の運営
- ⑦国際化への対応
- ⑧ハラスメント対応

5. これからの町会等行事

- 1) 実効性のある防災防犯活動 ……P. 41
- 2) 皆で行う綺麗なごみ集積所管理、環境美化 ……P. 46
- 3) 若者が参画する楽しいコミュニケーション活動 ……P. 49
(お祭り、レクリエーション等)
- 4) 高齢者や子育て世代を支える地域の支援活動 ……P. 52

6. 資料編 ……P. 54

- 1) お役立ち事業（補助金等）
- 2) 窓口案内
- 3) 参考資料

7. あとがき ……P. 55

【本ガイドブックを読む場合の留意点】

1. 本ガイドブックに掲載されている町会等の事例は、2020 年度（令和 2 年度）～2024 年度（令和 6 年度）にかけて取材した記録を基に作成しているため、現在行われている活動内容に関しましては、各町会等へ直接ご確認ください。
2. 柏市の「町会等」には、町会や自治会、区と同様にコミュニティ活動を行っている集合住宅の管理組合も対象となっています。
3. 「班」や「組」は、各町会等に在る会員グループの最小単位であり、特に名称に決まりはありません。複数の班や組の集合である「連合班」や「行政区」を組織している町会等もあります。

コラム1 柏市の特徴

【誕生秘話】

終戦後、地方自治法が施行され市町村合併が強力に推進されていた中で、1954 年（昭和 29 年）9 月 1 日に、田中村・柏町・土村及び小金町を廃し、その区域をもって「東葛市」が設置されました。その後、旧小金町の多くの地域が松戸市に編入され、また富勢村の一部が東葛市に編入されました。そのことを契機に住民の間から、東葛市という名称に疑問符がつけられ、同年 11 月 15 日、市の名称変更に関する条例により、「柏市」が誕生しました。

【千葉県で5番目に人口が多い中核市】

柏市の人口は、千葉県内では千葉、船橋、松戸、市川市に次いで5番目に多い（43 万人強）中核市です。位置は、千葉県の北西部にあり、東西の距離は約 18 キロメートル、南北の距離は約 15 キロメートル、面積は 114.74 平方キロメートルです。首都圏に近く、住宅地と商業地と自然が多い、とても住み良い場所です。

【代表的なシンボル】

- 1) 市章：市の発足に当たって市民から募集し、1954 年（昭和 29 年）11 月に制定されました。ひらがなの「か・し・わ」の3文字をアレンジした右の図案です。
- 2) 市の木：1970 年（昭和 45 年）11 月に、名称が市名と一致していること等の理由で選定された「カシワ」と、旧沼南町において同年 9 月に制定された「シイ」です。

（以上は、柏市のホームページを参考とし、柏市地域協働を考える会が編集しました）
以下または右をご参照下さい。

→ https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiseijoho/about_kashiwa/profile/index.html



1. 柏市と町会等の現状

1) 人口と世帯数状況

柏市の人口は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点で **436,545 人**、世帯数は **201,923 世帯** となり、千葉県で 5 番目に人口の多い中核市です。全国的に人口減が進んでいる中で、若い世代の転入者も多く人口および世帯数は微増が続いています（図 1 参照）。また年齢別人口分布では、50 歳前後が最も多くなっています（図 2 参照）。しかしながら高齢化も進んでおり、町会等では子どもから高齢者までの幅広い世代への対応が必要となっています。



図 1. 柏市の人口、世帯数推移（柏市常住人口(4 月 1 日付)を参考）

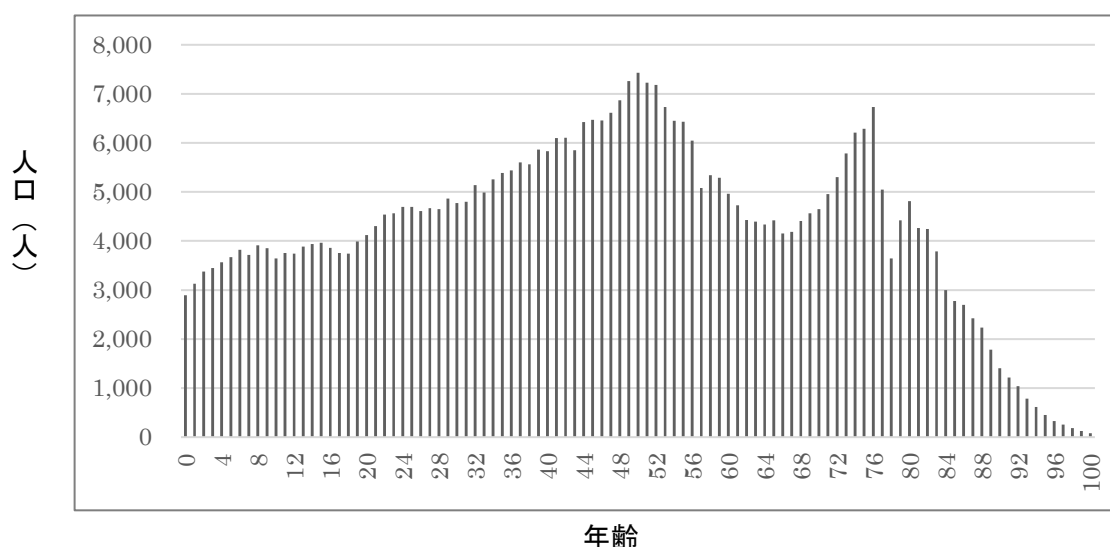


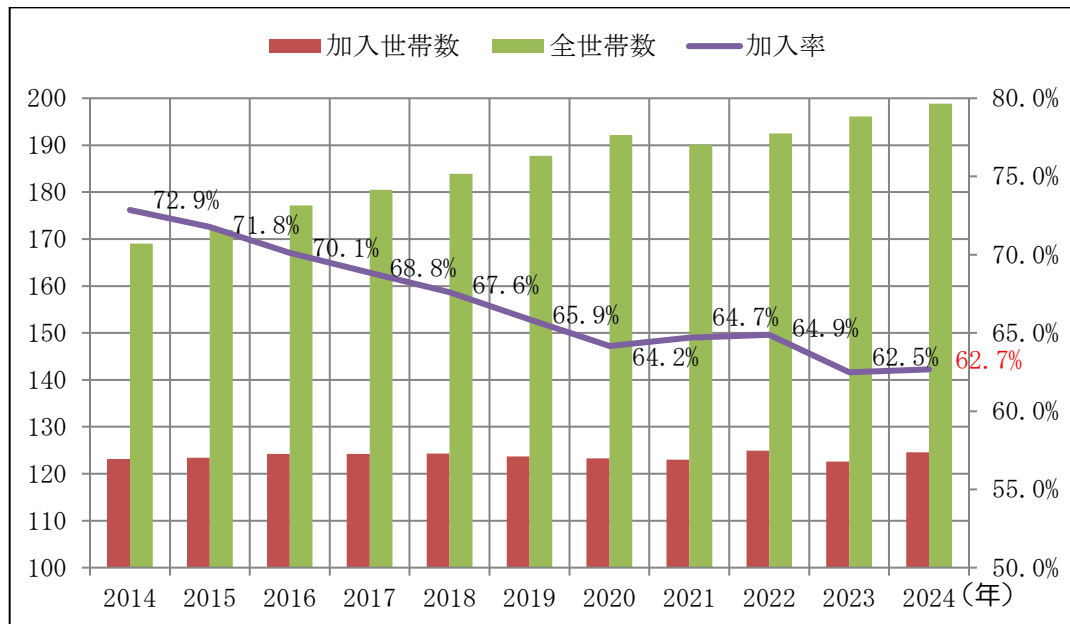
図 2. 柏市の年齢別人口分布（住民基本台帳 2024 年 4 月付を参考）

2) 町会等加入率推移

柏市の町会等の加入率は年々下がっており、令和 6 年度（2024 年度）の加入世帯数は 124,582 世帯、加入率は約 62.7% となり、市内の約 40% の世帯（7 万 4 千世帯）が町会等に参加していません。

全世帯数 198,819 世帯 (2024 年度)
加入世帯数 124,582 世帯 (2024 年度)

加入世帯数
(千世帯)



加入率

図 3. 柏市の町会、自治会、区の加入率推移（各町会等からの加入世帯数報告を参考）

この 10 年間の全世帯数の年間増加率 1.8%に対し、町会等加入世帯数の年間増加率は 0.1%でありほぼ横ばいです。その結果、町会等加入率は年間 1.0%ずつ下がり続けています（図 3 参照）。柏市全体の町会等加入率が下がり続けるのは、町会等に参加しない転入世帯や退会世帯の増加、町会等に未加入の集合住宅、どこの町会等にも属さないもしくはどこの町会等か分からない集合住宅や開発地域（不認知世帯）等の増加が原因であると考えられます。2019 年度に世帯数の多い複数の集合住宅の管理組合に自治会設立を勧めましたが、どこも自治会設立までには至りませんでした。

2. 社会環境と柏市町会等の困りごと

1) 社会環境の変化

①高齢化の進展と定年延長

地域住民の高齢化により地域活動が困難となり、担い手不足は町会等に限らず様々な地域委員不足においても深刻な状況です。一方、若い世帯は共働きが当たり前となり、企業の定年も延長されていることから、地域で活動する余裕がありません。

②価値観の変化

職住分離の社会体系が進展し、集団で生産、生活を営む生活様式から、個人の生活を優先する生活様式へ変化しています。特に柏市は東京のベッドタウンとして発展し、高層マンションや民間の集合住宅の建設が進み、次のように生活様式の変化は顕著です。地域で協力し合う必要性が薄れていきます。

【近隣に依存せずとも生活できる環境の構築】

- 地域で暮らすためのインフラ（電気、ガス、上下水道、交通等）が整備
- 各家庭では便利な家電や道具、設備が普及
- 公的な社会保障、保険制度が充実

【地域の問題に関わることを避ける傾向が増加】

- 個人の生活様式の多様化
- お互い干渉せず、気ままな暮らしを求める生活感

上記の変化とともに、市民が孤立し地域の治安低下が進む中で、行政は財政縮小から地域問題の解決に力を入れられない現実があり、町会等の役割が再認識されています。しかしながら、町会等加入率が下がり続けている現状では、育児や介護、生活で困っている人たちを地域で支える事が困難となっています。（「町内会のすべてが解る疑問難問 100 問 100 答」（中田実、他著、じゃこめてい出版）を参考）

2）町会等に対する意識調査結果

- ①柏市民は、町会等の地域コミュニティにおける交流は「満足」が26.2%、「どちらともいえない」が54.1%であり、また町会等の必要性は「地域の課題解決のために必要なものだ」と「社会的繋がりとして必要なものだ」を合わせ70%を超える結果となっています。



（令和4年度柏市まちづくり推進のための調査結果報告書 p16、40 を参考）
以下または右をご参照下さい。

https://www.city.kashiwa.lg.jp/databunseki/shiseijoho/keikaku/5jisogokeikaku/c_hosa/6747.html

- ②平成 30 年度の調査結果では今後町会活動に参加したいと思う人は 14%に留まっていることから、町会等の必要性は認識しつつ自ら積極的に関わることはしない実態があり、その傾向は現在も変わっていません。

3）町会等の困りごと

町会長等へのアンケート結果（表1 参照）からも、運営上の最大の問題は地域の高齢化に伴う①役員の担い手不足、②未加入者・脱退者の増加が深刻であること、その問題が解決されないままであることが示されています。さらに、地域環境の悪化や組織運営の難しさ等、様々な問題があることも分かります。

町会等活動は、従来踏襲の網羅的活動（なんでもやる）は限界となり、1 年交代の役員では継続的活動に無理があることは理解されている一方、同じ役員が長く続け過ぎると、次の世代との乖離が拡大するジレンマも抱えています。町会等役員の負担が重過ぎる、40%の世帯は町会等に未加入、一部の人の町会等運営（役員の固定化）を見直し、持続可能な町会等運営に切り替える必要があります。

表 1. 柏市町会等の困りごと
2019 年度～2023 年度の困りごと上位 5 位の推移

	2019年	2020年	2022年	2023年
第 1 位	自治会運営 自治会未加入	役員不足、高齢化	役員不足	役員不足 自治会未加入
第 2 位	役員不足、高齢化	自治会運営	自治会運営 自治会未加入	自治会運営 業務量負担
第 3 位	ごみ集積所	ごみ集積所	高齢者対応	ごみ集積所
第 4 位	住環境 (空家)	住環境 (空家、騒音等)	ごみ集積所	住環境 (空家、騒音等)
第 5 位	施設管理、維持	自治会未加入	住環境 (空家、騒音等)	コロナ対応

柏市地域支援課(現市民活動支援課)が実施したアンケート結果より
(2021 年度、2024 年度は困りごとの項目なし)

3. 町会等の基礎

町会等役員が参加する「情報交換会」や「町会等活動講座」「相談事業」では、町会等の役割や必要性、課題について熱い討論がなされました。その討論の内容を基に、基礎的な項目についてまとめました。

1) 町会等とは？(役割)

住み良い住環境を創りだす、市民の自主的な団体です。町会、町内会、自治会、区等と呼ばれ、全国に約 30 万団体（令和 4 年 4 月※）在ります。「市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体」との位置づけです。

（位置づけは「自治会・町内会等とは（総務省作成資料、平成 25）」を参考）

以下または右をご参照下さい。

→ http://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf

※地域コミュニティに関する研究会報告書

→ https://www.soumu.go.jp/main_content/000819371.pdf



具体的な活動は以下です。

①安心して生活できる住環境の構築

- ・防災防犯活動（防災訓練、備蓄、防犯灯管理、防犯パトロール等）
- ・地域住民の親睦活動（お祭りや運動会、文化祭開催、サークル活動支援等）

②清潔な環境の整備（ごみ集積所の管理、地域の清掃活動等）

③高齢者や子どもへの支援活動（サロン開催や生活支援、子ども会支援等）

2) なぜ、在るのか？（必要なのか？）

【安心、安全、住み良い地域を創るのは、地域を良く知る町会等にしかできない】

- ・今の住環境は、その地域に住む市民自らの努力で、整備・維持されている
- ・個人では解決できない地域の問題は、地域の人たちと協力し合い、解決できることが多い。
- ・人と人とのつながりができ、健康で安全・安心な生活環境を創ることができる。
- ・地域の催事やコミュニティ活動で生まれる連帯感は、町会等があればこそできる。
- ・有事の際に、地域をまとめる必要な存在である。

【「地域力」「地域価値」を高めることは、町会等にしかできない】

- ・そこに住みたい、住み続けたいと思われる「地域力」や「地域価値」は、個人で高めることには限界があり、協力し合う団体（町会等）であればこそ高めることが可能である。
- ・人の命と財産が守られ、健康的な生活を送るために「地域価値」を高め、継続することができる。

【行政と太いパイプができ、要望や情報交換をしやすくなる】

- ・行政からの支援（助成金、問題解決の情報等）を受けることができる。
- ・まちづくりは行政だけではできない。地域代表としての声を発信するのは町会等にしかできない。

【健康寿命を延ばすために最も有効な「社会活動」】

- ・長寿命時代に町会等活動は、第二の人生の活躍の場、自己実現の場としての受け皿となる。
- ・コミュニティ活動は、個人の健康を守り、健康寿命を延ばすことができる。

3) もし、町会等が無かったら？（メリット／デメリット）

もし、町会等が無かったら、時間・労力・金銭・精神的負担が無く、人付き合いの煩わしさが無いメリットがあります。その一方、地域の問題は、全て自己負担、自己解決する必要があり、問題を相談できる先が限定され、地域の中で孤立化するデメリットがあります。

また、行政としても、現在町会等に委託している回覧物配付、ごみ集積所や防犯灯の管理、道路環境整備（カーブミラーや警告板、横断歩道設置、道路補修等）、各種委員の推薦等が困難となり、地域が汚れ、治安が悪化することは容易に想像できます。さらに災害や大事故時には行政だけでは対応が出来ない現実があります。

よって、町会等はメリット・デメリットで考えるのではなく、そこに住む市民として、安全で安心して健康的に暮らせる地域を、自分たちの手で創る気持ちを持ち続けていきたいと考えます。

各町会長等の考える「町会等の在り方」

- コロナ禍においても「止める（NO）」と判断するとそこで止まってしまい、その後の再開が難しくなることから、「実施する（YES）」を選びそれをどのように実施するかを検討するようにしていた。「町会は地域の最小単位」であり、市民に最も近いところでの活動である。
- 町会の役割として、会員のニーズをしっかりと情報収集する。従来の町会行事ありきで、行事をやるだけでは参加者が少なくなる。会員がどのように考えていて、町会に何を望んでいるのか知る必要がある。
また若い役員からは、地域に住むからには「相互扶助」が大切であり、助け合うことが必要との意見も出された。地域のコミュニティは 1 回壊れてしまうと立て直すことは大変である。また、若い人に町会活動に参加してもらうためには、その運営や行事について考え方ややり方が文面化されていることが大切であり、そうしないと理解してもらえないし、変化していかない。
- 町会の人たちが便利に、また楽しく暮らせることを念頭に活動している。その姿を見て高齢者のサポーターも気持ちよく活動してくれ、地域活動における年齢による差異は感じない。町会役員（特に町会長）は、人を巻き込むことが得意な人が良く、トップダウンは昔の方法。皆で進めていくことが大切と考えている。
- 町会への関心を高めるため、活動の見える化を推進する。若い人が町会の必要性について理解が少ないことをとらえ「保険と思って欲しい」と考えている。
- 町会行事や運営の簡素化が必要と考える。しかし、1 年交代の役員であり、変えようとしてもなかなか変えられず、前例踏襲となってしまう。また未だ男性社会の「町会活動」に、女性役員や若い世帯が入ることに抵抗がある人がいることも事実である。伝統を尊重しながら、町会運営や行事のやり方を変えていく必要を感じる。
- 運営の実情や課題は、高齢化・担い手不足・地域への関心低下、価値観の多様化である。楽しくなる町会活動を目指したいが、1 年交代の役員での改革は絶望的であり、事務局を設置し持続可能な町会運営を検討したい。
- 役員の意見を否定せず、何もしないよりは、失敗しても実施することが大切と考えている。前会長は現会長を非難しないことが大切であり、協力を求められれば協力を惜しまない姿勢が大切と考えている。



コラム2 町会等は、いつから在るのか？（町会等の歴史）

地域に住む人々の団体は、中世（鎌倉～戦国時代）には、水利や自衛といった生活、生産の維持、再生産のために不可欠な仕事を共同して担う組織として「惣村」がありました。江戸時代には、江戸幕府が町村に作らせた労働をめぐる近隣の5戸を一組とした共同の住民組織があり、互いに連帯責任で火災・盗賊・キリシタン宗門等の取り締まりや貢納確保・相互扶助に当たらせていました。

太平洋戦争期には、政府が全国民を戦争に協力させるための組織として、1940年9月に内務省訓令により「町内会・部落会」が全国的に整備され、1943年法制化されました。これにより全国的に住民組織が一つの制度のもと整備されました。

しかし戦後の1947年に占領軍により町内会は禁止（ポツダム政令第15号）されました。そして1952（昭和27）年4月対日講和条約の発効により上記禁止が解かれ、その後、町内会は地域組織として復活し、現在に至っています。

（以上は、「町内会のすべてが解る疑問難問100問100答（中田実、他著、じゃこめてい出版）」と※国立公文書館「アジア歴史資料センター」ホームページとを参考とし、柏市地域協働を考える会が編集しました）

※は、以下または右をご参照下さい。

→ <https://www.jacar.go.jp/glossary/tochikiko-henten/qa/qa20.html>



コラム3 町会等には、入らなければならないのか？（町会等の法的根拠）

町会等は、以前「権利能力なき社団」の位置づけであったために、会館等の不動産登記については、代表者名義等により不動産登記簿に登録するより他に方法がないとされていました。そのため代表者（町会長等）が交代する度に登記変更をせざるを得ない、もしくは代表者が変更されても登記者の変更はされずにいたための相続問題もありました。しかし1991年4月（平成3年）の地方自治法改正により地縁による団体は、地域の共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める範囲内において、権利を有し義務を負うこととされました（地方自治法第260条の2）。この改正により会館等の不動産資産を法人（認可地縁団体）が保有することが可能となりました。※1

また2021年（令和3年）に法改正があり、不動産又は不動産に関する権利等を保有すること以外に、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等のために法人格を得ることが出来るようになり、町会等が事業収入を得る環境等が整備されました。※2

上記の法的位置づけとなりましたが、町会等への加入義務に関する法的根拠はありません。自治体による町会等への加入に主眼を置いた条例を揃えている市町村は全国にあります。必ずしも加入率が向上する訳ではない状況です。※3

（以上は、「総務省資料」「郡山市」「地方自治研究機構」のホームページを参考とし、柏市地域協働を考える会が編集しました）

※1 → http://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf

※2 → <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/33/45491.html>

※3 → http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/048_promotion_of_residents_association.htm

※1



※2



※3



4) 新任町会長のための町会等運営心得

- ①町会等運営で初めに知っておくことは、町会の規約、役員会の役割、総会資料の内容であり、町会運営の拠り所になるものです。必ずご確認ください。
- ②町会運営を進めるに当たり、意見の相違や反対者がいることは事実です。皆さんの意見をよく聞いた上で、合意形成に努めることが重要です。合意が得られない時は、賛否の決をとることも必要でしょう。町会長等は常に副会長や他の役員と意見交換し、意向や進め方について同意を得ていることが大切です。常日頃の交流がとても大切です。
- ③町会運営の工夫として、関係者への協力要請や協力的な人を探すことは会長や役員としての務めです。出来るだけ多くの協力者を得ましょう。

5) 町会長等がもつ疑問

各町会等からよくあるお問い合わせや質問への回答をまとめました。基礎的な内容であり、各町会等で検討する際にご活用下さい。

① 寄付金や会費の扱い

町会等の支出には寄付金や会費を含んでいることがあります。それぞれどのような用途に使われているか、金額等を疑問に思われる方もいます。そこで柏市での主な内容を以下に記載します。

【種類】

・ 寄付金（主催団体）

種 類	使 途	金 額
赤い羽根募金	地域において、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら生活していく事のできる地域コミュニティづくりのため、県内の社会福祉を目的とする福祉施設・団体等や柏市社会福祉協議会が実施する様々な福祉活動、災害・被災地支援活動に活用されます。(中央共同募金会)	数百円/ 世帯・回 目安
歳末助け合い募金	新年を迎える年末の時期に、支援を必要としている世帯の方が、安心して暮らすことができるよう各世帯へ配分されます。また、ひとり暮らし高齢者等に対する市内の団体等が行う福祉活動等に配分されます。(中央共同募金会)	数百円/ 世帯・回 目安
日赤募金	国内外における災害救護活動を始め、医療事業・血液事業等の活動を行っている日本赤十字社の各事業は、市民からの活動資金（会費）によって支えられています。また、赤十字事業は普遍的・長期的なものであるため、毎年安定した資金が必要であり、そのために、毎年継続してご協力をお願いしています。(日本赤十字社)	数百円/ 世帯・回 目安

・会費（市の関係部署）

種 類	使 途	金 額
市社会福祉協議会	柏市内の社会福祉活動の活動費として活用されています。ふるさと協議会を介し、各町会等活動にも還元されています。（福祉部福祉政策課）	300 円/ 世帯・年間
消防団後援会	消防団後援会は、地元の消防団を支援するために組織された任意団体で、会員は地元の住民や企業からなり、会費を出すことで消防団を支えています。会費は、消防団員が地域のために活動することへの支援、また感謝の気持ちを示すために集められています。 尚、消防にかかる費用は自治体が負担しているため、町会等から直接に非常勤特別職の地方公務員である消防団員が金品を受け取ることは、違法(収賄罪)となる余地がありますので十分な配慮が必要です。（消防局消防団課）	各町会で判断
青少年健全育成推進連絡協議会	青少年を健全に育成するための地域組織として、多くの青少年関係団体や町会等で構成されています。青少年対策の情報展開や青少年向けのイベント開催等の活動を行っています。（生涯学習部生涯学習課）	150 円/ 世帯・年間 各町会等で差異有
ふるさと協議会	地域の身近な近隣センター等を活動拠点として、行政と共にふるさと運動の推進及びコミュニティの育成を行う団体であり、その事業を行う資金として使われています。（市民生活部市民活動支援課）	100 円/ 世帯が多いが 各協議会で差異有

【支払い金額】

複数の町会等のヒアリングより、寄付金や会費の総額は、総収入（繰越金含め）の約 10%程度が多いことが分かりました。しかし町会等の経緯や考え方で大きな差異があります。

【何故他の団体に、寄付金や会費を負担するのか？】

寄付金は相互扶助の観点から困っている人への援助金として、各団体から募金活動の協力依頼が町会等へあり、まとめて支払っているものです。

会費は、市全体に関わる活動団体の運営や福祉活動等に使われます。1 世帯当たりの金額が目安として示されていますが、中には目安通りではない町会等もあります。町会等未加入者分を含めた市全体への活動資金となるため不公平感を感じる方もおり、寄付先へ活動内容や資金使途の説明を求め、町会等が十分に理解する必要があります。

【寄付金の集金方法】

班長や組長が各世帯へ集金に回る町会等がありますが、集金の手間や現金を扱う気苦労があります。そこで一括して定額を寄付している町会等が増え

てきました。しかし本来、寄付行為は任意であり個人の意思が尊重されることから、町会等役員が個別に募金を集金することが望まれますが、その負担は大きなものです。中にはイベントの受付に募金箱を設置し、それを寄付している町会等もあります。

町会等会員全員への強制寄付は違法であり、実施は出来ません。また一括寄付行為も違法の可能性があるので、少なくとも予め総会にて説明し、承認を得る必要があると考えます。また消防団や消防団員へ直接の寄付行為は、公務員への寄付行為となり違法の余地ありとの判例（横浜地裁平成 22 年 3 月判決）もあることから避けて下さい。

②地域委員の推薦

町会長等あてに、自治体の各部署から委員等の推薦依頼がたくさんあります。任期もまちまちで、その年度により何人もの委員を探し出し、推薦する必要がありますが、各委員等が何をするのか？任期は何年なのか？よく分からず疑問に思うことがあります。

【種類(推薦する地域単位、役割、任期、市の管轄部署)】

※詳細は役員の手引き参照

種 類	地域単位	役 割	任期	市の管轄部署
民生委員児童委員	町会等	地域における相談・支援をする役割を担います。厚生労働大臣より委嘱され、地域住民の一番身近な相談窓口として活動している制度ボランティア。民生委員児童委員の中には、児童福祉に関する支援を専門的に担当する主任児童委員がいます。	3年	福祉部 福祉政策課
健康づくり推進員	町会等	「ともに育み、支え合うまち」をめざして、だれもが健康でいきいきと暮らせる心とからだづくりのための活動と、地域に住む皆さんとのふれあいを楽しみながら、互いに支え合える地域づくりをする役割を担います。子育て支援や健康づくり活動等を行っています。	3年	健康医療部 健康増進課
投票立会人	町会等	期日前投票所または当日投票所において投票に立ち会い、選挙が公正かつ適正に行われているかどうか確認する役割を担います。	毎選挙 期日	選挙管理 委員会事務局
明るい選挙推進委員	ふるさと協議会	選挙啓発、その他明るい選挙推進に必要な活動を行う役割を担います。	2年	選挙管理 委員会事務局

防災推進員	町会等※1	災害時に防災活動を行う役割を担います。必要な知識、経験並びに技能を学ぶとともに、地域内で知識を共有する地域防災リーダー講習会へ参加します。	1年	危機管理部 防災安全課
消費生活 コーディネータ	ふるさと 協議会	トラブルを未然に防ぐために、正しい知識と対処法を習得するため、消費生活センターに寄せられる最新の情報を市民の皆様に伝え、また市民からの情報をセンターに届ける等の活動を行う役割を担います。	2年	市民生活部 消費生活 センター
国勢調査員	町会等	担当する地域内を巡回して居住の実態を確認し、各世帯に調査書類を配付し、期日までに回答が確認できない世帯については、回答のお願いに伺います。また、世帯から調査員に提出された調査票を整理し、市区町村に提出する役割を担います。	毎国勢 調査期 間※2	企画部 データ分析室
防犯指導員	町会等	防犯パトロール等の地域の防犯活動を積極的に行う役割を担います。活動内容は各町会等で定め、無理のない範囲で行っています。また柏市防犯協会主催の講習会があります。	1年	柏市防犯協会 (防災安全課)
応急給水応援者	ふるさと 協議会	災害時等に上下水道局で順次開設する応急給水拠点での飲料水の配付に伴い、車両の誘導や交通整理の役割を依頼するため、実際に各機材の使用方法等も含め訓練への参加をお願いしています。現在は年に1～2か所訓練を実施する拠点を担当するふるさと協議会宛てに訓練参加のお願いをしています。	1年	上下水道局 給排水課

※1 自主防災組織がある町会等

※2 5年に一度

【何故地域委員を推薦するのか？】

地域活動を行う委員の人選は、地域のことや人たちを良く知っている地域団体から推薦してもらうのが最適との考えから、各自治体や団体から推薦依頼があります。しかし町会等役員が必ずしも良く住民を知っている訳ではなく、推薦にとっても苦勞する実態があります。担い手がいない時には、その時の町会等役員が就任することもあり、地域活動の負担増の一因にもなっています。

特に、民生委員児童委員の推薦は、主に町会等会員が推薦され、町会未加入者は推薦を免れること、町会費を支払っている町会から推薦された委員が、町会費を払っていない町会未加入者(市の40%世帯)を支援する必要があることに不公平感があります。また、毎年輪番で交代する町会長等では、民生委員児童委員に適任の人がどこにいるのか分からないとの声があります。普段から地域の担い手となる人財を探しておく、または人財発掘を役員や委員にお願いしておくことが大切と考えます。

③ふるさと協議会との関係

【目的と活動内容】

町会・自治会・区等の枠を越えて、地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、近隣センター等を拠点に、広報誌の発行、夏祭り、運動会、文化祭、視察研修、防災訓練、ごみゼロ運動、敬老会等多岐にわたった事業に取り組んでいる広域の地域活動団体。柏市内に21地域あります。

【何故ふるさと協議会に加入するのか？】

町会等を越えた広域での活動や、ひとつの町会等では実現できない事業を多くの関係者で行うことで地域の連携と活性化を推進できます。しかし町会単位での事業とふるさと協議会の事業が同一のものもあり、各町会等役員の負担の一因にもなっており、1割の町会等が未加入です。

コラム4 集合住宅の管理組合と町会等

管理組合は区分所有者で構成された強制加入団体で、マンションの共有財産の管理に関する維持管理を目的とし、町会等は住民で構成された任意加入団体で、地域コミュニティを目的としています。尚、町会費の徴収は、共有財産の管理に関する事項ではないため、区分所有者全員が負担する管理組合費に上乗せして徴収することには拘束力はない(町会費は支払わなくとも良い)との判例があります。よって、集合住宅における町会費は管理組合費と別に徴収し、管理する必要があります。

4. 持続可能な町会等運営のために

町会等運営の最大の課題は「担い手不足」であり、特に町会等役員と地域委員（民生委員児童委員や健康づくり推進員等）の確保が難しい状況が続いています。また町会等に未加入（転入や入会していない）や退会をする世帯が増えており加入率はさらに減少し、町会等の存続が危ぶまれる事態になることは想像に難くありません。担い手不足の原因は、「町会業務の重い負担感」と「町会等の情報発信不足」にあります。また町会等活動は、皆さんで楽しむ気持ちがとても大切だと考えます。

これからの持続可能な町会等運営に必要な事は、以下と考えます。

【役員の負担軽減】

行事や事業単位で実行委員会やプロジェクトを設立し、役員だけの負担にならないように多くの会員に協力を求める。そのため、ICT 活用も促進しつつ仕事を効率化し、積極的に情報発信を行い、若い世帯や共働き世帯でも活動のし易い方法を取り入れましょう。

【皆で相談し、皆で解決する運営】

多くの役員や関係者と情報を共有し、相談しながら町会運営を進めるよう心掛ける。一部の役員だけの運営にならないよう、また会員との意向の乖離や不公平感を持たれないよう注意しましょう。

特に新任町会長は、独断で運営することなく、役員と協力して進める心掛けが必要です。

【誰でも担い手になれる町会運営】

仕事を整理し、引継ぎし易いように文書化することにより、役員を輪番で担い負担を分散する。その際、高齢化や健康問題等で担当が困難な人は免除する制度導入を合わせて検討する。

また、町会役員の構成が成人男性だけに偏らぬよう、女性や障がい者、外国人、一人住まい、学生の意見が反映され易い運営とすることが大切です。柏市の女性会長比率は他市と比較すると若干高いものの 10%に過ぎません。

また、柏市の在留外国人数は 11,259 人（令和 4 年 12 月末）で、人口比率は 6.2%となり増加傾向です。

【楽しむ活動の心掛け】

皆で楽しく進めていくことが大切であり、役員や会員、地域委員との懇親を深める身近な交流を進める。特に、前例踏襲の運営から時代に合った運営へ移行することが大切です。



1) 具体的な仕事の負担軽減

①行事や仕事の棚卸と分類

町会等は多くの行事や仕事を行っています。出来るだけ多くの行事や仕事を棚卸し（洗い出し）、「町会等が行うべきこと」と「町会等以外の協力者に依頼できること」を分類し、その中で特に負担感の大きい行事や仕事について、後述する運営ガイドを参考に軽減を図ってみて下さい。

また、行事を行う意義が失われている、参加者が少ないのに継続している行事や仕事は中止を含め見直しが必要です。しかし思い切って見直す際には、前例の意義や目的を理解することが必要です。

【町会等行事の事例】

1. 防犯防災活動
防犯パトロール、交通安全、防犯のぼり製作、防犯灯管理、防災訓練、非常食備蓄、安否確認等
2. 環境整備活動
ごみ集積所管理、資源ごみ収集、清掃活動、標識/ミラー設置、道路修繕申請、花壇整備等
3. 福祉活動
高齢者サロン、子ども会/食堂、敬老記念品配付等
4. コミュニティ活動
夏祭り、文化祭、運動会、スポーツ大会、ハロウィン、お正月行事、伝統行事、映画会等

【町会等仕事の事例】

1. 会議
内部：総会、役員会、班長会議、部会、会議資料作成等
外部：市役所、ふるさと協議会、学校関係、柏市社会福祉協議会等
2. 資料作成
補助金申請、アンケート回答、道路整備申請、ごみ集積所設置申請、会計簿、回覧/掲示板、広報誌発行等
3. 集金、支払い
町会費や寄付金等の集金、購入品や各団体(消防団後援会、市社協等)への支払い
4. 会員・役員・地域委員確保、退会抑制
新規加入世帯、自治会役員、民生委員児童委員、健康づくり推進員等
5. 相談、調査依頼対応
会員等からの相談、協力依頼、動員、アンケート調査等

②さまざまな会議への出席

町会等の役員に就任したとたん、出席しなければならない会合の案内がたくさんきます。会議の多さや時間的な制約（平日の昼間開催等）が、町会

役員の負担感の大きな原因のひとつになっています。

【課題】

町会等の内部会議以外に、ふるさと協議会、学校関係、地域委員関係、社会福祉協議会関係等々、たいへん多くの会合があります。ほとんど毎日、何かしらの会議が開かれており、特に町会長や自治会長、区長はそのほとんどに出席しなければならない状況です。一方、会合の目的が不明確なものや、形骸化している会合も多いと推測されます。

- ・ 目的が不明確で、過去踏襲で開かれている会合
- ・ 連絡だけの会合
- ・ 結論が出ず何回も開かれる会合
- ・ 担当者が出席すれば済む会合

【運営ガイド】

ここで思い切って、以下項目で会合の見直しを図ることが必要と思われます。

- ・ 各会合の必要性や頻度の見直し（部門や事業の再編や統廃合を含めて）
- ・ 出席者を分担（町会長に集中する権限の委譲も同時に検討）
- ・ 複数の会合を1日で済ます（各会合の時間短縮も同時に検討）
- ・ オンライン参加可能な会議であれば、積極的にオンラインを活用する

各町会等の事例

【仕事の見直し】

- 役員の業務分担も見直すために、まず会長の仕事がどれほどあるか業務調査を行っている。その結果を見て分担を考える。

【コロナ禍での会議や連絡方法】

- 総会は3密を避けるため、その内十数名が会館に集合し、残りの参加者はグループ LINE で参加。会館の会場では、スマホとモニターを接続した。班長会議は年1回、役員会議は月1回、対面で行っている。町会のグループ LINE は、すでに昨年の夏祭りから使い始めていた。知識のある人に聞いて町会長自らが構築。
- 総会は書面決議を行った。役員会は、広場管理を兼ねて広場に集合して行った。役員は4名で、他に民生委員も加わる。班長会議は、3か月に1回、感染対策を打った上で集合し開催。集合が不安な班長は、会長が個別に対応するとの選択肢を揃えた。
- 総会は2年間、書面決議。役員会は、近くの公園で立ったままで開催。
- 総会は、役員のための少人数にて行ない、決議方法は書面決議。
- 総会は書面決議で実施。役員会は4月から2か月に1回は集合して開催。本年度は女性役員が多い。会長、副会長も女性である。単身の女性も増えてきており（夫が不在、入院等）自然の成り行きかもしれない。
- 総会は、書面表決（書類を送付）。役員会は毎月1回ふるさとセンターで実施。

③回覧、広報

回覧は、市や町会等また地域内の学校や警察、さまざまな団体の情報伝達の手段として大切な役割があります。ご近所とのコミュニケーションのきっかけや安否確認の一助になるため、継続して欲しいものですが負担感もあります。一方、広報紙を3か月に1回発行している町会等もあります。

【課題】

- ・回覧の要請がバラバラにあると、回覧回数が多くなり、その都度仕分けや回覧する手間がかかります。また、特定の世帯で回覧が止まることで、回りきるまでに時間がかかり、行事の締め切りに間に合わない等のトラブル対応にも負担感があります。
- ・紙媒体の回覧は、回してしまうと手元に残らず記載内容を再度確認することが出来ないため、行事の参加機会を喪失した情報が曖昧となります。

【運営ガイド】

- ・回覧の回数が多い場合は、緊急回覧を除き回数を削減する工夫として、報告やたより等はまとめて回覧することや、行政連絡（市役所から2か月に1回配付依頼がある）に合わせて回覧する等の工夫があります。また回覧の目次を作成し、読み手が見やすい工夫をしている町会等もあります。
- ・不在がちで回覧が滞る世帯には、回覧しないことや回覧を最後に届けることを承知してもらうことで対応することもあります。
- ・オンライン回覧を導入し、タイムリーにまた会員個々に記録として残る情報発信を行います。
- ・世帯数や内容によっては、戸別配付（ポスティング）により情報を届けている町会等もあります。

④会員等からのクレーム（苦情）や相談等

【課題】

クレームや相談は、町会等の事業の見直しに参考になるものもありますが、どう考えても理不尽なクレームがあることも事実です。お隣同士の問題や町会等に直接関係ない問題等が持ち込まれることがあります。役員にとって、とても精神的負担が大きなものです。

【運営ガイド】

町会等の運営に関する問題の指摘

真摯に問題に向き合う姿勢が必要です。町会役員間で問題点を共有し、協議を行って下さい。困ることや迷うことがありましたら、柏市市民活動支援課へ相談して下さい。

住民間のトラブルに関する問題

関係機関や専門機関に任せて下さい。そのために、公的機関の相談窓口や関係機関の紹介をできるようにしておくことが大切です。特に、近隣同士の金銭や男女関係の問題等、町会等が関与するとあらぬ方向に問題が発展したり、町会等が間に立って対応せざるを得ない場合があるため、直接に関与することは避けて下さい。

近隣トラブルへの対応事例

- 道路上に樹木が繁茂、隣からの植木が自宅に入る、落ち葉が庭に入る
→植木の所有者に直接に話をしてもらうこととし、所有者が不在や不明な場合は、柏市環境サービス課へ相談した事例や、所有者が町会役員等の知り合いであり、間接的に「困っている人がいる」と伝えた事例があります。
- 空き家、空き地での植木や雑草の繁茂
→家屋や土地の所有者の連絡先が分かれば、直接または知り合いから話をし、所有者が不在や不明な場合は、柏市環境サービス課へ相談した事例があります。空き家や空き地になる前から所有者とコミュニケーションを取り、移転先や連絡先を確認しておくことが大切です。

尚、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」という）が平成 27 年 5 月に施行され、国を挙げてこの問題に本格的に取り組むこととなりました。柏市は、総合的・計画的な空家等対策を推進するため、「空家等対策計画」を策定しました。所有者が分からず、廃屋状態や防災防犯の上で危険がある場合は、柏市住宅政策課に相談して下さい。以下または右をご参照下さい。



→ https://www.city.kashiwa.lg.jp/jutaku/living_environment/jutaku/akiya/index.html

- 近隣の騒音、悪臭問題
→問題の状況をできるだけ音声や映像の記録に残し、また問題発生の日付や回数等も記録に残すように相談者へ伝えている事例があり、その情報を町会等や柏市市民活動支援課、警察と情報共有し、関係者で検討する必要があります。問題を発生している本人が、自身に問題を抱えている場合も多く、民生委員や地域包括支援センターとの連携も必要になりますので、町会等は多くの関係機関と情報共有する対応を心掛けて下さい。
- 不審な行動、家族虐待の兆候
→高齢者であれば徘徊の可能性があるため、民生委員や地域包括支援センタ

一へ連絡するよう、また不審者や虐待が疑われる場合は、迷わず警察に連絡することを相談者へ伝えて下さい。

【連絡先、相談先】

- ・ 柏市市民活動支援課 〇４－７１６７－１１２６
- ・ 柏市環境サービス課 〇４－７１６７－１１３９
- ・ 柏市住宅政策課 〇４－７１６７－１１４７
- ・ 地域包括支援課（地域包括支援センター関係） 〇４－７１６７－２３１８
- ・ 柏市福祉政策課（民生委員関係） 〇４－７１６７－１１３１

⑤役員間の意見調整

役員間の意見に相違があったり、提案が通らなかつたりすることは少なくありません。その際は、役員会等で十分に協議し進めることが必要と考えます。しかしながら協議することが難しい場合は、第三者（監事、ふるさと協議会役員、役員 OB 等）を入れて協議をすることが望ましいと考えますが、その場合は、第三者が理解できる資料を揃えてから協議に臨むことが大切です。

⑥神社関係の仕事

【課題】

町会等と神社は古くから関係が強く、連携して活動を行っている町会等も少なくありません。生活に馴染み、地域の守り神として敬い、伝統行事を継続することも重要であります。各世帯の信仰や考え方に配慮無く、町会等がお札代の集金を行いまた行事のお手伝いをするに疑問を持つ世帯が増えています。

【運営ガイド】

信仰の自由もあり、町会業務とは分離し、氏子に任せている町会等が増えています。なお、町会等は地域の歴史や伝統として地域へ情報提供する等の協力を行っています。また神社関係費は、一般の町会費と分離し別途徴収することもあります。

2) 地域の担い手の確保

町会等役員や地域委員の担い手を確保するためには、町会等運営が停滞してしまう重い負担感等の要因を分析し対応策を考える必要があります。まずは負担感を軽減し、町会等運営をやり易くする施策について以下を参考に検討して下さい。



①町会等役員

【課題】

町会業務の重い負担感

- ・運営方法が分からず、手間取り、時間がかかる
- ・会合に多くの時間が割かれる
- ・行政からの依頼事項や提出書類の数が多く、作成に時間がかかり、出向くことも多い
- ・行事が多く、企画や準備が大変で、身体的にも辛い
- ・町会会員からの要求事項やクレーム対応に時間がかかり、疲れる



次の担い手（後継者）不足

- ・町会等役員の確保が難しく、時間がかかる
- ・地域の各委員の推薦に時間がかかる。また、協力団体（子ども会、敬老会等）役員の確保が難しく、解散となる
- ・若い世代が馴染む町会行事が少ないため協力しない



さらに役員の負担感が増し、町会運営が停滞



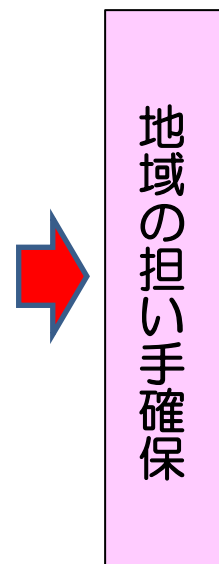
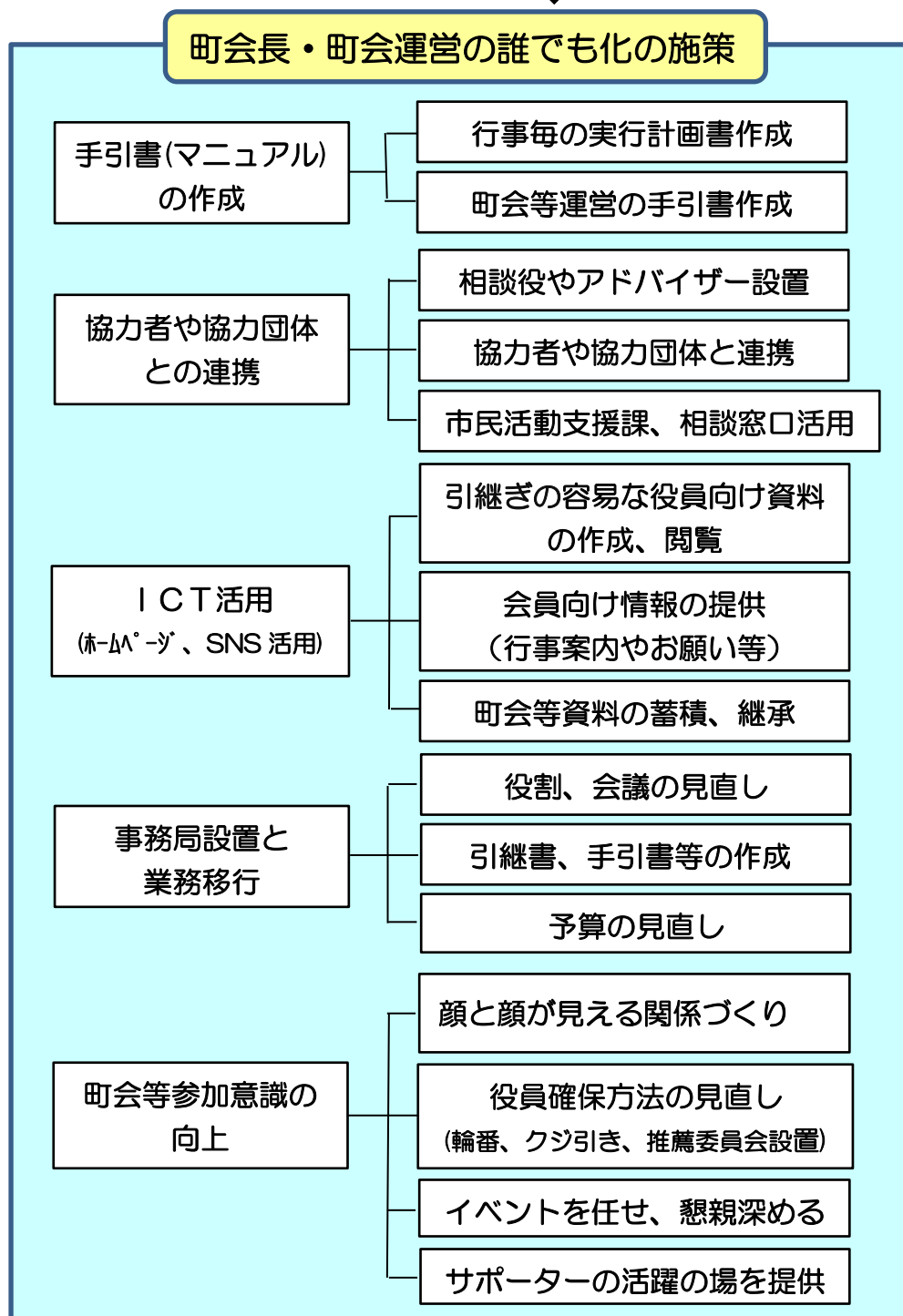
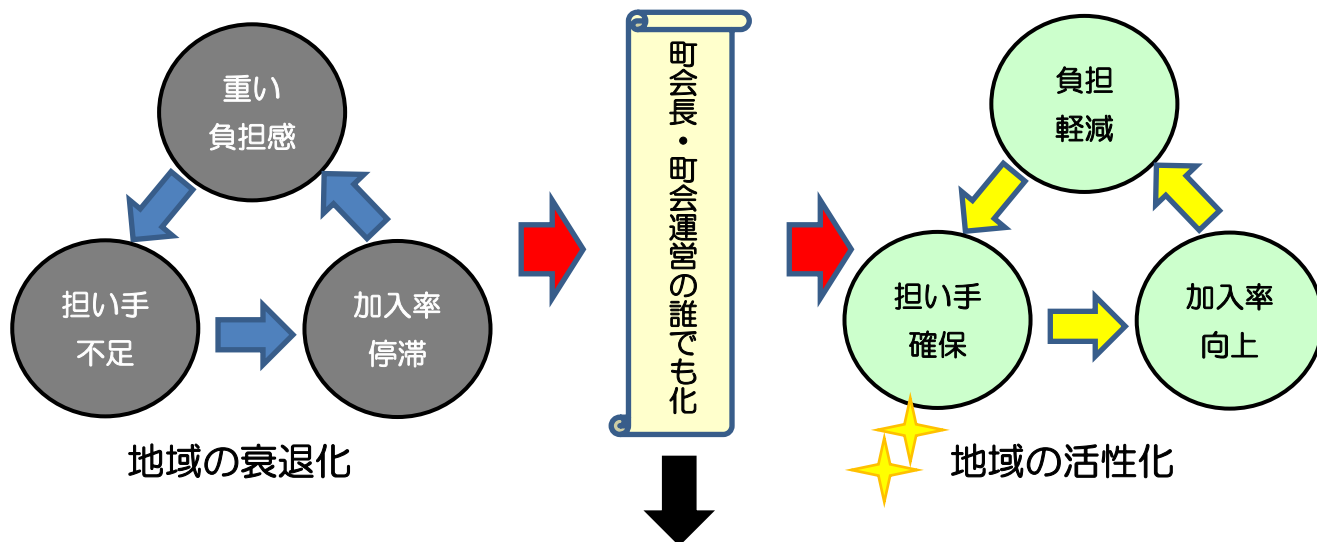
町会等の加入率停滞、減少

地域住民から見ると、

- ・町会等が何をやっているのか分からない
- ・参加したくなる行事が少ない
- ・町会等と会員間の連絡や報告に紙媒体(回覧)だけでは、手間がかかる割に効果が薄い（伝わらない、遅い等）

【対応策】

町会等が抱える「重い負担感」「担い手不足」「加入率停滞」の解決の糸口を掴むためには、まず、町会長や町会役員が負担の少ない町会運営の環境を作る「町会長・町会運営の誰でも化」を進めることが必要と考えます。次頁以降に具体的な施策の事例を紹介します。



1. 手引書（マニュアル）の作成

町会長や自治会長、役員が交代する場合、まず最初に困るのは「何を、どのようにやって良いのか分からない」「良かれと思ってやったことが、前年役員や他の役員から否定される」「役員によって言うことが違う」ことです。その町会等の考え方や行事の方法については、書面に残し、引き継ぐことによってスムーズに運営されます。

町会等運営や行事について、「目的」「対象者」「実施項目」「スケジュール」「担当」等を記載した手引書（マニュアル）や実行計画書を作成している町会が増えています。

なお、細か過ぎたり、ページ数の多いマニュアルは、読み手は敬遠し、結果的に読まれないマニュアルになってしまいます。要点を表や箇条書きでまとめたものを作成し、適時見直しをすると良いと思います。

2. 協力者や協力団体との連携

初めて町会等の役員に就任した際に、何をどのように進めて良いか分からず苦労します。手引書だけでは分からない仕事や考え方については、やはり経験者やベテランから教えてもらい、一緒に活動してもらうことが必要です。町会等役員経験者を「相談役やアドバイザー」に就いてもらう、地域のさまざまなボランティア団体やふるさと会館を利用するサークル、学校関係のPTAや青少年関連団体等に「協力者や協力団体として連携」してもらうと、強い味方になります。

連携する協力団体については「5）市民活動団体やNPO（非営利団体）等との連携」を参照下さい。

「ICT 活用」「事務局設置と業務移行」に関しては、後述します。

3. 町会等参加意識の向上

町会等の活動で最も大切なことは「顔と顔が見える関係づくり」です。そこに注力するためには、町会等活動の負担軽減を図るとともに、町会会員への丁寧な町会等活動の説明（情報公開）と近況を気遣うコミュニケーションが必要です。また、会員が活躍する場や、会員同士が懇親を深める場を設けることも重要です。

会長や役員を輪番やクジ引きで決めることも、町会等に関わる良い機会になると考えます。特に男性は近所付き合いに不慣れなところがあるため、近隣の絆が深まる良いきっかけ作りは重要です。また会員からの提案を積極的に受け入れ、有志に企画から実施まで任せる機会があっても良いと思います。パソコンや広報紙作成、お祭り準備等得意な場面で活躍してもらうサポーターを積極的に募集することも有効と考えます。

各町会等の事例

- 役員の担い手不足は深刻。班長中心で班長会、実行委員会、広場管理委員会を回している。班長の役割が終わった後も活動を手伝ってもらっている。「事務局」を作って、元々班長さんだった人やパパ友3人で運営している。世帯数が350世帯程度なので、この人数でやれている。町会運営の考え方や方針は、総会資料に記載し、理解してもらっている。
- 高齢化を理由に退会される方には、班長を免除する配慮をしており、そのことを全世帯に周知している。
- 役員任期は1年で再任も可。班からの推薦で、各役職を決定している。12班の班長で互選ということになっているが「あみだくじ」もある。町会等の活動は、ボランティアということが基本であるが、慰労金を支給している。
- 毎年役員の確保は難しいので、町内会の見える化を進めている。役員手当は、行政連絡の費用を充て、町会長、副会長、そして班長さんにも支給している。
- 引継ぎ後の4、5月は、前会長、前副会長が役員会にオブザーバーとして参加しアドバイスをくれる。
- 役員は基本輪番であり、以前はきちんと守られていたが、高齢化のため引き受け手が年々減ってきており、役員の免除等は現役員の話し合いで決めている。任期は自治会・管理組合とも2年で再任は妨げないとなっている。当初は1年だったが2年に変更。管理組合役員との関係は、ほぼ兼任であり、交代は業務に支障が起きないように半数ずつとしている。
- 役員は立候補制だが、立候補者がいないことが多く、くじ引きとなる。(会長以外は立候補者がいる)。任期は1年、役員手当は無い。引継ぎ方法として以前は、引き継ぎ会を行っていたが、現在は必要に応じ役員間で個別に行っている。また必要に応じ都度アンケートを取って活動や対策を決めている。
- 役員は規約上公募となっているが、応募する人はいないため、実態は再任か1本釣り。以前は輪番制であつたらしいが、うまくいかなくなり公募に変更。尚、役員の役割は明文化して紙面及びPCにも保管しているため、引継ぎに支障はない。
- 現行役員数は維持し、町会内の色々な役目を増やしワークシェアにより一人あたりの負担を減らしたい。しかし町内には班数(役員数)を減らしたいとの意見もある。民生委員は一本釣り、健康づくり推進員は欠員である。
- 次期役員が活用できるよう、町会運営の手引書を作成している。
- 役員決めはくじ引きであり、役員総入れ替えになったものの町会運営の資料が不十分で活動が難しい。前例踏襲に拘らず新たな行事や事業を進めている。また運営の手引書等を揃え、運営方法を見直す必要がある。

②地域委員（民生委員児童委員、健康づくり推進員、防災推進委員等）

【課題】

行政から町会等への依頼事項は増える一方であり、反面、地域委員を受けてもらえる人は減少しており、特定の個人に多くの役割が偏っているのが実態です。また、町会等役員も1年交代の方が増えており、地域委員の適任者を探すことができない実情があります。

【運営ガイド】

地域委員を問題無く確保している町会等では、各地域委員を町会役員に入ってもらふことや町会等行事に参加を要請し協力体制を普段から心掛けること、各地域委員に後継者を普段から探してもらい、一緒に活動する期間を設けた上で引き継げるよう依頼しています。

また、地域委員就任を依頼する際には、特定の団体等に偏らないことやビジネスに活用されないよう、配慮することが大切との意見もありました。

③加入の促進、退会の抑制

町会等加入率は、戸建て住居世帯は非常に高い加入率（90%以上）である一方、集合住宅（特に賃貸住宅）世帯の加入率は低い値を示す傾向があります。各町会等の加入促進努力や柏市と宅建協会との協定締結により、集合住宅は管理会社やオーナーが一括加入するところも増えていますが、効果は限定的と思われます。しかしながらそれ以上に、どこの町会等にも所属していない、どこの町会の地域に所属しているのかも分からない集合住宅や開発地域（町会等不認知世帯）が増えています。

また、ここ10年間（2015→2024年）の柏市全体の世帯数は16%増加していますが、各町会等の加入世帯数は横ばいです。転居者の新規加入があるものの、これまでの取材からは「転入した若い世帯が加入しない。役割を担えないことや町会費が支払えない等の理由により高齢世帯の退会が増えている」との多くの声がありました。

以下に、取材や情報交換会の中で、加入率低下の現状や課題、加入世帯数を増やしている町会等での有効な加入促進施策をまとめました。



【現状と課題】

加入率低下の現状

- ①戸建て住宅の多い地域での加入率は高く(90%以上)、集合住宅(特に賃貸住宅)の多い地域での加入率は低い傾向がある。
- ②新たな転入世帯が、加入していない。
- ③高齢化に伴い、役割を担えないことや、町会等費用負担があり、退会する世帯が増えている。



加入率低下の課題

- ①転入世帯に町会等加入の情報が行き渡っていない。
- ②既加入世帯にも十分な活動情報が届かず、加入意義を感じない。
- ③集合住宅の世帯は、一時的住居であったり、地元意識が希薄であるため、地域活動の必要性を感じない。
- ④高齢世帯には、体力的負担、経済的負担が重い。
- ⑤どこの町会等にも所属していない、どこの町会の地域に所属しているのかも分からない集合住宅や開発地域が増えている。

【運営ガイド】

【戸建て住宅への対応】

- ①町会等会員へ、積極的に活動方針や活動内容、会計の報告を、総会や回覧、掲示板、広報紙等で説明し、理解を促す機会を増やす。
- ②転入者へ、町会等のパンフレットや加入案内、規約、総会資料等を手渡し、丁寧に説明をし、加入を促す。加入案内には、メリット、権利、義務を明記する。転入者が複数いる場合は、説明会を開催しているところもある。
- ③一定の条件下(例えば、高齢を理由の退会)で、会費減額や役割(班長や行事の手伝い)免除等の会員の状況に合わせた参加制度を設ける。なお、制度を変更するためには、一般的に役員会や総会で承認を取る必要あり。

【集合住宅(アパート、賃貸マンション)への対応】

- ①集合住宅の町会等加入の扱いを明確にし、住宅建築中からオーナーもしくは管理会社との連携を図り、棟単位での加入も考慮する。
- ②戸建て会員と加入条件(会費、役回り等)を変える。

【全体への対応】

- ①柏市町会等加入促進の手引きやハンドブックを活用。
- ②ふるさと協議会連合会制作の町会等加入促進ポスターやチラシを活用。

何よりも、町会等の活動内容を積極的に知ってもらうよう、新たな転入者や町会等未加入世帯にはパンフレットを渡し、丁寧に説明を行い、加入を促すことが大切と考えます。すでに加入している世帯にも、活動報告を積極的に継続して行うことや会員のニーズをしっかりと把握するためのアンケートを行う事も必要です。また、その人の希望や都合に沿って、お祭りやイベント、防犯パトロール等のお手伝いにより、町会活動を体験し納得した上で加入する等の新しい視点での加入促進を検討することも必要と思われます。またホームページ等にサークルやイベントの案内を掲載し、楽しむ機会を広く情報発信することも必要と考えます。

柏市では、平成 30 年に千葉県宅地建物取引業協会東葛支部との協定(町会等加入促進)を締結し、また市窓口での転入手続きの際に加入促進の案内(パンフレット)を配付する等、積極的に取り組んでいます。



ハンドブック、ポスター、チラシ、パンフレット、協定等については下記または右をご覧ください。

→ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiminkatsudo/region/chokai/kanyu/tool.html>

各町会等の事例

【加入促進施策】

- 高齢となり高齢者施設に転居するため退会する人もいるが、極端な加入世帯数の変動はない。班長の中には、高齢化を理由に順番がくると退会する人もいる。班長辞退については、班の中での話し合いで調整している。
- 加入率は低くなる傾向であり、町内会の見える化が必要と考えている。
- 集合住宅居住者は会員ではないが、ある管理会社2社では、家賃に町会費を加算し、町会費分を町会に支払ってくれる。何もしてくれない事業者の方が多く、集合住宅(マンション、アパート)は加入しないので、入会勧誘も特にしていない。
また、入居者の急増(ここ数年で約 1.5 倍)で区分や支部を増やしているが、コロナ禍では直接の説明会が開けず手続きが大変だった。今は未加入世帯への加入説明会は休止している。加入しない主な理由は、支部長等の役割を担いたくないためで、若い人より高齢者の方がより傾向が強い。
- 町会域に新築した場合は、町会の会則、会員名簿や会員住居地図を配付し入会を勧誘している。未加入会員や退会者は数名なので特別なことは行っていない。
- 新規転入者には原則各部長が入会を勧めており、町会加入率は 93%である。

【加入促進施策】

- 新規入居者には班長が声掛けし、現状では問題なく入会して貰っている。
- 加入率 98.0%と高いので特に対策は行っていないが、町会活動の魅力をアピールしていきたい。
- 新たな会員を増やすために、転入世帯へ「入会しませんか」のパンフレットや町会だより、年間行事、総会案内、防災ファイル（独自の防災マップ等をファイリングしたもの）をブロック長が持って行き、説明・勧誘している。尚、防災ファイルは全戸に配付している。
- 町会内に外国人が増えてきたので、英語版の規約を渡している。また新たに開発された地域では「住民説明会」を開催した。

【退会抑制施策】

- 町会が何も動かないと会員は不安になるので、ホームページや回覧でできるだけ情報を発信することに心掛けた。
- 世帯主が高齢者施設に入居する事例があり、減少傾向が免れない。
- 輪番となっている班長について、高齢者や障がいを持った人は班長を免除しても良い内容のガイドラインを作成した。

3) ICT（情報通信技術）活用促進

町会等役員になると突然に会合が増え、理解出来ないまま時間を取られることに負担感を持つことが、町会等役員になりたくない大きな理由となっています。また回覧板は情報が一時的なものであり隣に渡してしまうと内容が分からなくなり、行事等に参加しないことがあります。ホームページを開設し、いつでもどこでも、役員が町会活動の資料を作成や閲覧でき、また会員は町会等の情報を得られる環境を作り、積極的に情報発信を行うことが必要となってきています。

ICT 技術を活用し、町会等資料や行事予定等を自宅や外出先でも見られ、ふるさと会館の予約状況も確認できるようになると便利になり、役員や会員同士の情報共有を進めることが出来ます。あらかじめ会議資料を送付し確認してもらうことで会議回数を減らすこともでき、負担軽減になります。

地域で過ごす時間が少ない若い世代を巻き込むには、ICT 活用は有効な手段であり対面での会合に制約がある場合は、オンライン会議等で町会活動を継続することも、若い世代を巻き込むひとつの方法ではないでしょうか。

ここ数年徐々に ICT を取り入れている町会が増えている実感があります。スマホの保有率も上がっていることから、自然に ICT を活用し連絡を取り合

っていることが分かりました。その一方、町会の情報発信（ホームページや SNS 回覧等）や、引継ぎが容易な町会運営情報の蓄積については、各町会の取り組みには大きな差異があります。比較的若い役員が多い町会では自然に ICT を利用していますが、小規模の町会は必要性が無く、またあまり普段利用していない役員が多い町会では躊躇している様子です。

最近では、町会費集金も ICT を活用し、振り込み方式や電子マネー支払い等を取り入れてキャッシュレス集金を取り入れている町会もあります。

これからは、各町会で若い会員や操作が得意な人に携わってもらい検討プロジェクトを設置し、ICT 活用の環境をつくることも町会等への協力者を増やすチャンスとなります。また、会費や助成金を活用して外注化も一案です。

ご相談は、柏市市民活動支援課までご連絡下さい。

【ICT 活用事例】

①SNS（グループ LINE 等）による連絡、報告、参加申込

■スマホやパソコンを所有する人が増え、連絡や情報収集に活用しています。

スマホは音声による会話以外に文字情報による情報交換が可能なメールやメッセージ機能があり、写真や動画の送受信も可能です。報告や連絡、相談、参加申し込み等タイミングを逃すことなく、適時行えます。

■グループ LINE を使うと、複数の人たちと情報共有が出来、後で見返すことも可能なので対面での会議の前に予め資料を配付しておくことにより、会議時間の短縮や効率よく町会等活動を行うことが出来ます。

②オンライン会議（ZOOM、TEAMS 等）

パソコンやスマホを活用し、複数人での会話や動画により会議が出来る機能を利用し、いつでもどこでも（対面することなく）情報交換や会議が可能となります。多忙で会議場所まで行く時間が取れない人や育児や介護で家を空けられない人、高齢者、障がい者等多くの人々が会議に参加することが可能となり、時間を有効に使うことが出来ます。

③オンライン回覧（公式 LINE 等）

現在、町会等会員へ情報を提供する手段は、回覧と掲示板への掲示物が中心です。

■回覧は印刷物であり、印刷し配付する手間はとても負担があります。また会員も一度回覧を見てお隣へ回してしまうと内容が分からなくなり、回ってくる時期が遅れるとすでに行事が終わっている等の問題があります。スマホやパソコンを活用したオンライン回覧は、お隣へ回す必要はなく、記録として残るので後で見返すことも可能であり、いつでもどこでも町会等から来る情報を確認することが出来ます。行事への参加申し込みもスマホやパソコンから可能となりますので、タイミングよく応募出来ます。

- 現在は情報源がまだ紙媒体のものが多く、それを電子化する手間がかかること、スマホやパソコンを利用していない人もいるため、オンライン回覧と従来の印刷物による回覧を平行して行う必要があり、町会等での手間は従来よりもかかることは事実です。出来るだけ多くの方がオンライン回覧を活用することにより、スマホやパソコンを利用していない人へは戸別配布する等で対応し、少しでも負担を軽減することをお勧めします。

④ホームページ開設

【電子掲示板（お知らせ、会館予約等）】

- 町会等会員へ情報を提供する手段の掲示板は、行事や注意喚起のポスター等を掲示するには有効な手段ですが、場所や掲示物の種類、量が限られるため掲示物を限定する必要があります。
- ホームページは、会員がいつでもどこでもスマホやパソコンで情報を得られる手段で便利であり、町会等の行事案内や注意喚起、町会等の歴史や特徴紹介、入会のお誘いが出来ます。会員以外の人でも閲覧が可能となるため、転居してきた人や入会を迷っている人には有効な情報源となることは間違いありません。町会等未加入者は「どのような行事や活動を行っているのか、会費がいくらでどのような活動に使われるか分からないので入会しない」との声が多くありますので、ホームページでご紹介することにより加入促進の一助になるものと考えます。
- ホームページにふるさと会館等の部屋の空き情報を掲載し予約も可能とすれば、自宅から部屋の予約が可能となり、ふるさと会館の利用率も向上します。

【役員向け書庫（資料、マニュアル、写真等）】

- 町会等の書類や資料、写真はとても多くありますが、どの資料がどこに置いてあるのかよく分からないことがあります。引継ぎをしてもいっぺんに理解することは難しく、資料が会館に置いてあれば、出向いて調べる必要があり苦労します。
- 町会等のホームページ上に役員向けのウェブページを設け、そこに書類や資料、写真を登録することにより、いつでもどこでも書類や資料を閲覧でき、作成した資料を役員で情報共有することが可能となります。また検索機能を利用し、必要な資料を素早く見つけ出すことも出来ますので、とても便利で負担も軽減されます。

各町会等の事例

- ICT化促進として、自治会アプリ（JichiNavi）導入と自治会資料の電子保存を推進した。役員間の情報共有や会員からの情報提供が活発になった。

各町会等の事例

- 役員には一斉メール（（例）学校からの緊急メール等を配信）連絡体制としている。
- 役員間（全員ではないが）ではメールや LINE を使って、連絡を取り合っている。パソコンを使える役員 9 名。2021 年 12 月に現町会長自らホームページを開設し、更新も行っている。
- LINE で情報交換を行って負担軽減をしている。
- 某ふるさと協議会では、LINE Works を役員の連絡用に活用しているが、文書も併用している。また、ホームページにある「みんなの広場」に各町会のエリアを設けて意見交換出来る環境を整えたが、活用はこれからである。
- 柏市の YouTube（町会等と市の関わり、町会等の役割）を閲覧。総会後の引き継ぎは約 2 時間で行っている。会館にホームルーター（インターネット）を導入し、オンライン会議導入を進めている。町内会のホームページに関してはすでに開設済みで広報担当が記事を担当している。メールアドレス等の個人情報は会長が管理をしている。
- 町会資料の ICT 化（データ化）を推進中。役員は LINE で連絡を取り合っている。集金活動は見守り活動の一環と考え、Face to Face を大切にしたいと考えている。事務的なことは ICT 化を図り、その他は顔の見えるつながりの方が良いと考えている。
- 会議は対面を重視し、オンライン会議は実施していない。しかし町会費の集金はコンビニ払いに移行する等、ICT 活用には前向きに取り組んでいる。役員間の主な連絡は LINE アプリを活用している。
- 人数を絞って ZOOM 会議を行っている。回覧をやめて、班長によるポスティングをしている。ホームページは開設しており、リーズナブルな費用で業者に任せている。ホームページ担当は広報書記部であり、会議や総会議事録の書記とともに、ホームページ掲載原稿を業者へ取り次いでいる。
基本的に役員は仕事でパソコンを使いこなせる住民が多く、特に ICT 担当役員は置いていない。次期役員への引き継ぎが、データで行ったり紙で行ったりで特に指定はしていない。

4) 事務局の設置と業務移行

町会等の仕事は多岐にわたり、行事開催や会合への出席、事務作業等には時間的、体力的、精神的負担が重くかかります。町会長等は、補助金申請等の事務手続きがよく分からないし、事務手続きが多過ぎ、現役には難しいとのご意

見もありました。その仕事の中には資料の配付や連絡等決まったものが多くあります。役員とは別に手慣れた人（事務局）が町会事務を担うことにより、役員の負担を軽減し、本来役員の担うべき会務に専念することができます。事務局員を有償で雇用することを考えても、その価値はあるものと考えます。もし個々の町会等で雇用できない場合は、複数の町会等が連携し経費負担を分担することも可能です。

事務局を設置する際には、あらかじめ「役員の役割や町会行事・会合の見直し」「業務引き継ぎ書や手引書（マニュアル等）の作成」「予算見直し（有償専任者を置く場合）」を検討する事が重要となります。

北柏町会事務局の事例

事務局が担う仕事

- ・書類管理（役員内での共有化）
- ・書類提出（市や関係団体への書類送付）
- ・会議準備（開催案内、資料準備、会場設営）
- ・回覧発出（回覧、個別配付、SNS 通知）
- ・掲示板管理（掲示受付、掲出、撤去）
- ・出納代行（会計不在時の対応、会計取次ぎ）
- ・ふるさと会館管理（窓口、使用受付、清掃）
- ・IT管理（ホームページ、パソコン管理） 等々

北柏町会事務局の事例

実際の事務局の動き
（2人で役割分担中）

ふるさと会館駐在業務で

- ・ふるさと会館の管理業務
- ・出納代行
- ・各所からの書類管理
- ・掲示板管理業務

休日や空いた時間で

- ・各会議準備
- ・回覧発出業務
- ・IT管理業務

通勤途中の電車の中で

- ・通知

「通知」はインターネットに上がったものを執行部内へ情報共有し、いつでもどこでも情報確認ができます。また各々の意識が上がり、業務が効率化します。

5) 市民活動団体やNPO（非営利団体）等との連携

労働環境や価値観の変化に合わせ、町会運営も変化が求められています。役員だけで運営することは負担が大きく、多くの協力団体や地縁に拘らない市民活動団体、NPO（非営利団体）等と連携することも必要な時代になりました。毎年交代する役員では町会運営の知識や技能の継承が難しく、同じメンバーで同じ活動を継続している団体と協力し合うことが有効だと思います。多くの団体と連携することにより、持続可能な町会活動が実現できるものと考えます。

一方、協力団体が町会等の意向と異なる企画や運営をする場合があります。行事の運営は任せるにしろ、企画内容や予算についてはしっかり自治会等で確認することを、予め伝えておくことが必要です。

【連携する協力団体の事例】

①防犯防災活動支援：

防犯パトロール隊、交通安全ボランティア、ウォーキング会、学校等、自主防災組織（町会等と別組織）、防災会、消防団、防災士、SL（セーフティリーダー）柏市防災研究会、ママパパBOUSAI ライフ等

②コミュニティ活動支援：

おやじの会、太鼓会、ダンス団体、花壇整備の会、健康づくり会、子ども食堂、親子会、老人会、学校等、PTA、青少年健全育成推進連絡協議会（青少協）等

③ICT 活用支援（ホームページ制作、スマホ教室等）：

SLF（セカンドライフファクトリー）、虹色未来大学、柏市地域協働を考える会、Lifelo（ライフロー）等

④自治会活動支援（アドバイザー、行事支援）：柏市地域協働を考える会

各町会等の事例

- 「みらいプロジェクト」や「いきいきネットワーク」「防犯パトロール」等の複数の市民団体が活発に活動している。町会はその活動を支援している。
- コロナ禍で中止していたお祭りを再開。お祭りには、町会内の子供会、踊りの会、太鼓の会、シルバー会、野球部、サロン活動団体、有志の会（お祭りの時だけ活動）等が参加している。
- 地域内の小学校と非常に良好な関係にあり、防災行事での場所の利用や職員が多数参加する。
- 町会を支える「支え手」が多く、行事实行ボランティア（68名）、サロン活動団体（年7～8回）、防犯パトロール隊、ごみ出し支援団体が活動中。子供会や老人会があり、町会活動を支えている。

6) 町会等運営の実務

町会等の運営に関わる実務の中にも、見直しが必要な項目があると思います。市役所や協働を考える会に問い合わせがあった内容の中から、代表的なものを掲載します。

【運営ガイド】

①会員名簿の作成、配付

町会等の会員名簿は、運営する上で必要なものであり作成しているところがほとんどですが、その内容や管理方法はまちまちです。また以前は会員名簿を全会員へ配付しているところがほとんどでしたが、個人情報保護法が施行されてから、配付しないまたは希望者のみに限定して配付している町会等が多くなっています。

個人情報取り扱い規定を作成し、それに沿って運用している町会等があります。やはり、個人の情報を会員から提供してもらうことから、個人情報の作成、保管、配付等の取り扱いルールを定め、運用することが必要と考えます。柏市役所のホームページに「町会における個人情報の取り扱いについて」が掲載されています。

以下または右をご参照下さい。



→ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiminkatsudo/region/chokai/yakuin/2123.html>

②役員任期

役員任期が1年間である町会等が半分以上あります。その一方、同じ町会長が数十年にわたり継続されているところもあります。役員選出は各町会等の総会で承認を受けているので問題はありませんが、毎年役員が交代する町会等では、大きな課題の解決や運営の変革は1年間の就任期間で実施できることは稀であり、また長期間同じ役員が継続していることも、変化を求めず過去踏襲の運営を行っているとの意見も聞かれました。

毎年役員が交代する町会等では、副会長経験者が次年度に会長に就任する運営を行ったり、大きな課題の解決や運営見直し等には必要に応じて検討委員会やプロジェクトを設け、複数年にわたり活動を継続しているところもあります。また委員会等を設置できる条項を規約に盛り込んでいる町会等もあります。

また「役員任期を2年2期（最長4年間）まで」「役員任期は1年、再任は可、但し最長4年まで」と役員の期限を規約に盛り込んでいる町会等があります。常に会長の交代を考え、複数の副会長で役割を分散化して負担軽減を図ると共に、次期会長の育成をおこない、同一者の長期運営を避けている町会等もあります。

地域の多くの人々が町会等の運営に関わり、活動が形骸化することなく、その時代に沿った運営をするための工夫が必要と考えます。

③会計管理

会費の使い方と公開

会費の使い方は、町会等会員の総意により決めることが原則です。実際には総会や役員会で決定しているところがほとんどです。

また、決まった事項については、総会資料や会報等を回覧やホームページで公開することが必要と考えます。

支出の内容を明確にし、会員の理解を得ることが大切であり、特に寄付金や負担金についてもその必要性や金額の妥当性、町会未加入者との不公平感についても検討する必要があります。また活動に必要な経費は、個人払いをしない配慮も必要です。

予算項目については、柏市の「町会・自治会・区 役員の
手引き」（以下または右をご参照下さい）にある「町会
の予算は、どのように作ったら良いのでしょうか」（P39）
を参考にして下さい。↓



<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiminkatsudo/region/chokai/yakuin/tebiki.html>

（こちらの該当部分をご覧下さい）

年会費

柏市の町会等の平均月会費は、取材で得た情報での平均は月 300 円強でした。町会等の世帯数や活動内容により異なりますが、決して大きな金額ではありません。しかし会員の中には金銭的負担ができません町会等に参加できない方や、集合住宅（アパート）に一人住まいで町会等の活動に参加できない方には年会費の免除や減額を行っているところがあります。

また集金の頻度は、年 1 回もしくは年 2 回が多く入退会時には月割で集金、返金をしているところもあります。最近では ICT を活用し電子マネーやクレジットカード払いを行っている町会等もあります。

なお、年会費以外に会館建設積立金等の他の目的の会費を集金している町会等もあります。

役員報酬

役員報酬は、無報酬の町会等がほとんどですが、年間数千円～1 万円程度のところもあります。世帯数の多い（予算額が大きい）町会等は数万円支給しているところもあります。町会等の活動は役員や会員の皆さんのボランティアで成立していますが、交通費や電話代等の実費負担分は経費で支払うことが必要と思われます。市からの行政連絡業務交付金を活用して役員手当を支給し、経済的負担を軽減しているところもあります。

役員の飲食代

役員の活動に報いるため、一定の慰労(会食費等)は許容している町会等があります。その場合、役員の飲食等には一定のルールを設けたり、予算決算書を総会時に会員へ提示し承認を得ています。

募金

赤い羽根や歳末助け合い募金は、集金に手間がかかり特に班長や組長の大きな負担となるため、町会等で一括して募金しているところが多くあります。また、お祭りやイベントで募金コーナーを設置したり、バザーの収益金の一部を募金にあてる等工夫をしているところもあります。

予算外支出

臨時の出費や想定外の経費が掛かった場合等予算外の支出が必要になった場合は、予備費を充当したり、一定の金額以上である場合は役員会で承認を得た上で出費する町会等がほとんどと思われます。

④引継ぎ

町会等の運営を継続して行うためには、会長や役員が交代しても問題無く誰でも実行できる引継ぎ方法や協力体制が必要です。スムーズに役員交代をしている町会等では、引継ぎ書や運営マニュアルを整備しているところがありますが全体的にはまだ十分に整っていない状況です。

町会等の役員経験者を含め、活動内容の見直しと町会等運営マニュアル（町会運営ガイド、防災マニュアル、規約等）の整備を進めることが必要と思われます。長年、町会等の活動に携わってきた役員は、その実績を記録やマニュアルに残し若い人や経験の浅い人へうまく引継ぎを行うことが大切です。また、引継ぎは文書で立会者を付けて行い、町会長が一人で抱えてしまい、他の役員が分からないような状況を避ける工夫をしているところもあります。

柏市では「町会役員引き継ぎフォーマット」をホームページに掲載していますので、以下

または右を参照下さい。（こちらの該当部分をご覧ください） ↓



<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiminkatsudo/region/chokai/yakuin/tebiki.html>

⑤損害賠償（行事や所有物でのケガや物損への対応）

町会等の行事や活動中に起こったケガや物損、町会等の建物や設備が原因で発生したケガや物損に対する損害賠償に関する相談があります。柏市には、災害時の活動を対象とした補償制度や町会等の地域活動に対する保険制度を設けており、保険料は不要です。それでも不足すると判断した場合は、民間保険会社の行事保険やボランティア保険に加入している町会等もあります。保険の対象や補償内容、必要書類等はあらかじめ確認して下さい。

【柏市の保険】

○柏市防災地域活動補償制度（柏市防災安全課）

以下または右をご参照下さい。

→ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaianzen/jisyubosai/hoken.html>



○市民活動災害補償保険

○ボランティア活動保険（柏市社会福祉協議会）

以下または右をご参照下さい。

→ <https://www.kashiwa-shakyo.com/publics/index/113/>

（こちらの「ボランティア活動保険」をご覧ください。）

不明点は、柏市市民活動支援課へお問い合わせ下さい。



【民間会社の保険】

○自治会活動保険等（各保険会社へお問い合わせ下さい。）

⑥会館の運営

会館は、町会等の会合やイベント会場、サークル等の活動の場として活用される他、自然災害等の避難場所として町会等の「拠り所」として大切な存在となっています。

しかしながら町会等毎で稼働率に大きな差があり、地域活動の課題となっており、稼働率を上げるために、予約方法や鍵の管理、清掃に工夫が必要です。高い稼働率で運営しているところは、以下のような利用し易い会館運営をしています。

- ・ ネットで会館の予約状況や予約をできるようにした。
- ・ 会館の鍵は、近所のお店等が管理し利用者が受け取り、返却している。
- ・ 利用者が利用終了時に必ず掃除をするようにルール化している。

⑦国際化への対応

国際化の進展により、地域に住む外国人が増えています。しかしながら文化や生活スタイルの差異から、地域でのルールを知らなかったり、守らなかったりしてトラブルになることがあります。言葉による壁もありなかなか伝え難いのが実態です。

トラブルの多くは「ごみ出しルールを守らない」ことです。まずは、ルールをきちんと伝えることが大切です。柏市役所が作成した外国語対応のごみ出しルールを利用し、提供している町会等があります。

外国語版ごみ出し表を用意していますので、是非ご活用下さい。

以下もしくは右をご参照下さい。

→ <https://kyodoukai.org/operation/operation-2/>

（こちらの「関連情報」をご覧ください。）



不慣れな土地に住む外国人は、不安を抱えながら生活をしている方が多いと思われます。町会等から積極的に祭りやイベント、清掃活動等に誘うこと

により、地域を知るきっかけとなり、いつしか町会等の大きな協力者になる方もいます。まずは、顔見知りになることが大切と考えます。

⑧ハラスメント対応

最近のご相談の中に、町会等役員や会員からのハラスメントに悩む相談が増えてきました。特に若い役員や女性役員に対する暴言や威嚇があり、気持ちが萎縮して町会等運営に支障をきたしている事案があります。また役員から意味なく班を移されたとの会員からのご相談もありました。

町会等の運営は、会員皆が協力し合い助け合って運営するものです。誰もが会長や役員の下で働いて（活動して）いる訳では無く、会長も役員も会員も一緒に働いて（活動して）いることを理解する必要があります。

ハラスメント行為がある場合は、以下をお勧めします。

■ 1対1の会話はせず複数で会議を行い、発言の記録（メモや録音）をとる

■ 役員外の第3者に入ってもらい、複数で会議を行う

■ 以下の専門機関に相談する

・ 柏市人権擁護委員会 04-7167-1119（柏市広報広聴課）

https://www.city.kashiwa.lg.jp/kohokocho/living_environment/sekatsusodan/1642.html

・ 法テラス（日本司法支援センター）

<https://www.houterasu.or.jp/>



各町会等の事例

【町会等運営の実情や改善】

- コロナ禍の中で行事が減り余った予算で、掲示板5カ所を改修（扉付き掲示板にして掲示物を磁石で添付可）した。これにより掲示物が風で飛ばされることが無くなり、掲示物の貼り換えも楽になって仕事が軽減された。また、業務や活動をまとめ「町会業務マニュアル」を作成した。
- 従来の掲示板が木製で使えない状態であったので、アルミ製に交換。綺麗で見易くなったと評価を得た。
- コロナ禍でイベントは中止となったが、2021年度に会館整備として照明のLED化、2022年度には先送りされてきた掲示板、コピー機及び発電機等の防災備品の更新を行なった。
- 近隣町会と共同でふるさとセンターを運営し、様々な団体が活発に活動、利用している。またふるさとセンターが主催の防災訓練も年1回行われている。センター長は2年交代で、近隣町会で順番に選出している。
- 会館の利用率向上を目的に、利便性を図るための会館予約をWEBで行い、オンラインで鍵の受け渡し（スマートキー）をする方法を検討中。現状は会館を借りたい人が副会長へ電話をして鍵の受け渡しをしている。

各町会等の事例

【町会等運営の実情や改善】

- 負担感の中には、クレームを受けることや役員決めがなかなか進まず夜遅くなってしまうこと、仕事量が多いことが上げられるが、しっかりと向き合って話し合えば解決できることも多い。話し合いを大切にし、コミュニケーションを楽しむことにしている。また誰でも出来る町会長を心掛けている。
- 町会運営で不明点も多く、難しいと感じている。町会加入の理由も説明に困ることがあるので、対応策を検討する必要がある。
- 町会行事は無く、ごみ収集と防犯灯維持、回覧を活動としている。防災活動や福祉活動は行っておらず、ふるさと協議会にも未加入。市からは行政連絡費と防犯灯助成金を受け取っている。役員は原則輪番制。高齢を理由にスキップする人もいる。定例役員会はせず、必要に応じて話し合いを行っている。
- 高齢者の中には「町会長は女性ではなれない（就任できない）。戸主でなければならない」と発言する人もいる。
- 業務等の引継ぎは全て議事録が保管されており、一斉交代ではないため支障は起きていない。業務のアウトソース等も考えてみたが、費用負担が厳しい。年金暮らしが多いので会費は上げられない。

コラム5 解散町会、活動停滞町会

- 令和3年度に、市内の3つの町会等が解散しました。様々な事情あるので一概に問題とは言えませんが、もう少し早く対応が取れば良かった事例もありました。
解散理由は、企業の社宅が転居によるもの、団体所有住宅の町会加入者が減少したことにより近隣町会へ組み入れたものは理解出来ますが、1つの町会は役員の引継ぎが出来ずに解散しました。長年役員が変わらず活動も停滞していたため、会員離れが進んだ結果でした。会員の希望者は近隣の町会へ移ることとなりました。
- ある集合住宅の自治会は、再開発をきっかけにその前後3年間で自治会加入世帯数が1/3に減少しました。集合住宅に入居している方は、自治会加入の必要性をあまり感じておらず、そのため自治会は加入促進策を実施していない状況でした。同じ自治会長が長年就任し、自治会活動が停滞していたことも、加入率低下に影響があったと思われます。
- 別の集合住宅の自治会の役員は、役員の認識が全く無く、取材にも応じて頂けませんでした。特別な活動は何もしていないと思われます。
- ある商店街と集合住宅が混在する町会では、町会内に住居がある会員は僅かであり、集合住宅の住民は入会しておらず、町会活動は行われていませんでした。

5. これからの町会等行事

1) 実効性のある防災防犯活動

町会等の活動は、災害や大事故時等のいざと言う時に、助け合える人との出会いや、顔の見える関係づくりの場となります。平時の防災訓練や地域の関係づくりは、非常時の対応を確実に実行するために必要なことと考えます。また防犯活動のパトロールは、犯罪の抑止効果となり、安心して暮らせる地域づくりには不可欠な活動となっています。その地域の実情に応じて、ふるさと協議会と連携し地域総合防災訓練や防犯研修等に参加することも必要です。

防災訓練や防犯パトロールには、町会等の未加入世帯にも声を掛け、地域に住む人全員に参加を促すことも大切です。その機会を活用し、是非加入を促進しましょう。

コロナ禍では3密回避のため対面での活動が出来ない状況がありましたが、取材等で得た情報では、44%（14/32）の町会等が、感染防止を対策し防災訓練を実施していることが分かりました。また多くの町会等は防犯パトロールを何らかの形で継続していました。

やはり防災防犯活動は町会活動の主事業であることは間違いありません。各町会の活動内容は、今まで発行した活動事例集もご覧いただき是非ご参考にして下さい。

- ・ 柏市町会等活動事例集（平成27～令和5年度）
→ <https://kyodoukai.org/operation/operation-care/>



【運営ガイド】

柏市の町会等で行われている防災訓練や防犯活動の事例をご紹介します。

防災訓練

①町会等やふるさと協議会主催の防災訓練の事例

- ・ 避難訓練、安否確認（無事ですプレートや黄色い旗の活用）、初期消火訓練、炊き出し訓練、救出訓練、伝達訓練、バケツリレー、無線連絡訓練等
- ・ 防災セミナー（講義、DIG、HUG等）

②消防署へ委託した防災訓練の事例

- ・ 起震車体験、通報訓練、救急救命訓練（AED）、煙体験等

③避難所設置訓練、運営訓練

④防災施設見学（西部防災センター等）

⑤特徴ある活動の事例

- ・ パッククッキングセミナー
- ・ まちなか訓練（実践型想定訓練、町内で同時多発的に発災を想定）

多くの町会等は、避難訓練や初期消火訓練を中心とした防災訓練を行っています。また町会等では実施していなくとも、広域防災訓練としてふるさと協議会主催の総合防災訓練に参加しているところも多くあります。

多くの参加者がいる町会等は、訓練の内容に工夫をこらしており、実践型（実際に則し町会内の複数で発災を想定、発災から避難所設置までストーリー性をもたせた訓練等）や他イベント（運動会やお祭等）との共催等が有効です。

避難所設置や避難所生活、在宅避難を想定した訓練は、各避難所単位で始まっていますが、まだ十分とは言えず、今後「自助」「共助」の実践的な訓練が必要と考えます。

また、防災訓練の必要性を住民に訴える必要があります。他人事を自分事として認識してもらうには、町会等单位での安否確認訓練や身近な自助として非常袋の準備や家具転倒防止器具取付け、火災報知器や感震ブレーカーの設置等と呼びかけることも大切と考えます。

各町会等の事例

- コロナ期間中は、集合して防災訓練が出来ないため、「防災対策検討WG」を設立し「防災ファイル」を作成し、町会会員全世帯へ配付。会員が同じ情報を持ち、共通認識をもつことが大切との考えに基づくもの。内容は、柏市の防災マップや洪水ハザードマップ、独自に作成した防災情報（災害伝言ダイヤル／掲示板の使い方、行政等からの情報提供先へのアクセス一覧等）、災害時の注意事項、家庭での備蓄、自主防災組織規約等。この1冊があれば緊急時に便利に使えるものである。
- 防災関連に多めの予算配分とし、町会近辺が水害を含む災害が予想されるため、積極的に防災機材を準備している。また町会内に消火器を設置、AEDは近隣の高校内に設置している。
- 避難訓練は、年1回実施（消防署に要請しAED、通報訓練等）。2ヶ月に1回防災委員が階段毎に見回りをして、避難通路確保のため階段下の自転車放置やバケツ等を片付けるように各戸に要請し守られてきている。各戸に安否確認用マグネット付き”安全シート”を渡し、災害時に玄関扉に貼ることにしている。自主防災会の隊長は、自治会の副会長が兼任。
- 防災訓練は、年1回消防署に来てもらい、班長の月例会時に避難・通報・消火訓練を実施している。ふるさと協議会主催での防災活動に積極的に協力し、特に近隣の小学校とのパイプ役を町会が担っている。また防災倉庫を新設した。
- 2022年度にふる協の防災訓練に参加するとともに避難経路の確認を行った。安否確認訓練、K-Net 要支援者の見守りは2020～2022年に毎年行った。特に安否確認等を行うブロック長を置くブロック制をとっている。また災害時のトイレ設置場所として会館横の旧下水処理槽を利用できるようにしている。
- 防災訓練も初期消火訓練、救助訓練（負傷者への声掛け）、炊き出し訓練（豚汁）、通報訓練、簡易トイレ組立て等の実地訓練を行っている。また居住者の現役消防士が作成してくれた防災の手引き等のマニュアルを整備し全戸配付。

防災、減災設備の設置、点検

- ①町会区域内に消火器設置
- ②防災用ソーラー電灯設置
- ③災害井戸設置
- ④防災機器（発電機、リヤカー等）準備および定期点検（運転訓練）
- ⑤非常食備蓄
- ⑥感震ブレーカー設置

防災減災設備の準備は、自主防災組織への助成金もあり揃っている町会等が多いと思いますが、メンテナンスや実際に機器を運転できる人材の育成が伴っておらず、いざと言う時に動かせない事が予想され対応が急がれます。また設備の老朽化により有効な設備への置き換えも検討が必要になっています。非常食の備蓄は、必要数量や保管場所・期間、処分の管理が難しく、各家庭での備蓄（ローリングストック）を推進した方が良いとの意見もあります。また発災時の漏電火災防止や通電復旧時の敏速化のため、感震ブレーカー設置をお勧めします。柏市には、感震ブレーカー設置費用の補助金制度がありますので活用下さい。



- ・感震ブレーカー設置費用の補助金制度

→ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/yobo/fdk/shinse/sonotashome/261.html>

防災啓発活動

- ①歳末警戒（火の用心）パトロール
- ②防災啓発パンフレット配付、ホームページ開設
- ③防災マニュアル作成、配付
- ④AED 配置マップ作成
- ⑤各家庭の警報装置設置調査（消防署との連携）



現在、防災減災の啓発活動は十分とは言えず、今後、町会等が取り組む活動と考えます。マニュアルは作成するだけでなく、活用や見直しを定期的を実施することにより、マニュアルの存在と内容の認知を進めていくことも必要と考えます。

また、柏市の防災防犯メールやハザードマップ、避難所設置場所等について市民が知らないことが多いため、さらに啓もうが必要との意見もあります。

地域団体等との連携

①自主防災組織、防災委員会（町会等との関係）

自主防災組織は、町会等役員が兼務する組織が多く、重い負担があるために活動が形骸化している地域があると思われます。実効ある自主防災組織とするために、専門性のある団体とし、防災減災の知識や技能の蓄積を進めているところが増えてきています。

自主防災組織を中心に、防災推進委員や防災活動団体、地域に住む防災士等との連携が必要です。

②学校や消防団との連携

災害時には、学校の校庭が避難場所に、また体育館や教室が避難所になります。平時より学校関係者とは連絡を密にし、避難所設置や避難所運営について意見交換をしておくことが必要です。その際は、ひとつの学校に複数の町会等が関係することから、ふるさと協議会もしくは避難所として利用する町会等で集まり意見交換する場を作ることが大切です。

消防団は、防災や発災時に活動する専門部隊です。平時より消防団の活動費の一部負担や防災訓練時に協力を求めている町会等も少なくありません。その活動を理解し、協力していくことが大切です。町会等の会合で消防団の活動について報告してもらう機会を作っているところもあります。

③K-Net との関係

柏市には「柏市防災福祉 K-Net（ケーネット：カシワネットワーク）」があります。これは、避難行動要支援者（ひとりで避難することが困難な方（要介護 3～5・視覚、聴覚障害者・特定の重症疾患の方等）、申告制）を、事前に町会等や民生委員児童委員等へ避難行動要支援者の情報を提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に、安否確認や避難支援を町会等が協力することを目的とした制度です。

各町会等により運用方法は異なりますが、避難行動要支援者の情報を近隣の方に提供し、いざという時の安否確認や可能な範囲での避難時の付き添い、介助等を依頼しています。発災時に救助の義務はありませんが、近隣で協力支援を行うための重要な情報元とすることで、ひとりでも犠牲者を無くしたいものです。その一方、避難行動要支援者が町会等に参加していない場合もあり、平時に町会等に協力をしない方を、いざという時に支援することに疑問を持たれる方がいることも事実です。支援を受ける方も支援をする方も、気持ち良く運用するためには、是非町会等に参加して欲しいと思います。



防犯活動

- ①防犯パトロール（敬老会やペット散歩者との協力体制）
- ②青パトロールカーによる巡回
- ③防犯啓発のぼり、プレート設置

特徴ある「のぼりコレクション」は以下または右をご参照下さい。

→ <https://kyodoukai.org/operation/operation-1/>

- ④防犯カメラ設置
- ⑤防犯マップ作成、配付
- ⑥児童・生徒の登下校時の防犯、交通安全パトロール



専任の防犯活動団体がある地域は、防犯活動が積極的です。町会等役員が防犯活動を兼務することはやはり重い負担となり、活動が消極的になります。町会等は工夫したのぼりやポスター等の啓発活動を中心に活動しても良いと考えます。

コロナ禍においても、多くの町会等が屋外で密にならない防犯パトロールを実施し、とても心強い存在でした。「できる事を行う」は大切であると考えます。

各町会等の事例

- 恒例の防犯パトロールを毎週日曜日の 15～16 時に当番を決めて行っている。コロナ禍の際は、コロナ対策についても呼びかけた。毎週行われる防犯パトロールは、町会会員の安心感を与えているものとする。このような努力を垣間見て、集合住宅の町会未加入者が少しでも加入してくれることを期待したい。
- 年末の夜警と 8/15 の応援太鼓（厄払い）を実施。児童の登下校時に見守りをしているが、防犯ベストや靴等を今後揃えたい。
- 防犯パトロールを毎月 1 回、19 時から防災防犯担当の班長が行っている。
- 防犯指導員 2 名が 1 回／月見回りをしている。
- 月 1 回の駐禁パトロールと兼ねて行っている。また棟委員が会員非会員問わず、見守り活動（声掛け）を行っている。若い世帯の参加は無い。
- 防犯カメラは 7～8 年前から設置されており、過去に 2 度警察から記録の提供を要請されたことがある。
- 防犯幟用に塩ビのパイプをあらかじめ設置し、防犯幟の交換や台風の時の取り外しを容易にした。また防犯カメラの設置は、以前 2 ヶ所で予定し、住民へのアンケートでは賛成多数だったが、設置場所の近くの住民の同意を得られず断念。現在別の場所での設置を検討中。
- 防犯パトロール隊が、22 名で月 2 回防犯パトロールを行っている。
- 町会防犯講習会、毎週日曜日の防犯パトロール、青パトによる年末防犯パトロールを実施している。

2) 皆で行う綺麗なごみ集積所管理、環境美化

町会等が行う大切な活動の中に、ごみ集積所管理があります。日常的に排出されるごみの管理は、清潔な住環境を保つために必要な活動であり、住民がルールを守ることにより維持されます。コロナ禍であっても無くても、ごみ集積所管理は町会等の大切な活動であり、継続されてきました。そのため、ごみ集積所の使い方に関する課題は常にあります。

ごみ集積所は、計画的に当初より設置された場所とは限らず、路上や空き地、駐車場内、個人の敷地内に設置されているところも多いのが現状です。カラス被害、ごみ集積所の設置場所や設置方法については徐々に改善が図られてきましたが、依然として不法投棄やごみ出しルール違反には、多くの町会等が対応に苦慮しています。また高齢者のごみ出し支援は目前の課題となっていますが、そんな中でごみ集積所の利用者がルールを理解し、利用し易い方法を考え、工夫している町会等が多くあります。

【運営ガイド】

令和3年度に「古くて新しいごみ集積所の課題と対応」のテーマで座談会を開催し、多くの町会役員の方々が意見交換を行いました。その中でカラス被害防止に「サークル型ごみネット」の効果が高いことが話題となりました。



以下に、柏市内で行われているごみ集積所や環境美化の方法や工夫の事例をご紹介します。

ごみ集積所設置、ごみ当番

①ごみ集積所の新設や移設は、町会等から柏市環境サービス課へ申請します。

事前に市役所へ相談し、市役所職員が現地調査し設置可能であれば、申請書と同意書を提出します（申請はいつでも可）。同意書には、設置場所の地権者および隣接する関係者の同意印が必要となります。

設置基準には、①ゴミ集積車が通り抜けられる、またはユーターンできる場所が確保できる、②20軒程度の同意が得られる、③交差点から5m以上離れている等があります。

なお、設置場所については、近隣の住民の理解や道路通行の妨げとならないのか等の事前協議が必要です。普段から近隣とのコミュニケーションが大切となります。道路通行の妨げにならない工夫をしている町会等も多いので、ごみ集積所の事例（ごみステーションコレクション）を参考にしてください。

以下または右を参照下さい。

→ <https://kyodoukai.org/operation/operation-2/>





折り畳み BOX 式



ペットボトルで固定



ファスナー付袋式

②ごみ当番は、各町会等内もしくは班や組内で順番ややり方を工夫しています。輪番制が多い様子ですが、近年は住民の高齢化が進み、ごみ当番が困難な場合が出てきています。高齢者や障がい者には、ごみ当番を免除する等で対応しているところもあります。また誰が当番か分かるように、町会等のホームページに当番表を掲載しているところもあります。

③資源ごみの総重量に応じて柏市から報奨金が支給されるので、その一部を各世帯に還元する意味で「ごみ袋（1セット）」の配付等を行っている町会等もあります。

カラス対策

ボックス型や組み立て型、ファスナー付袋型のごみ集積所（上記写真を参照）の効果は大きい様子です。ごみネットを使用している場合は、ごみ袋が飛び出したり、カラスが摘み出せないように、ネットの下側をきちんと入れ込むことでも、だいぶ被害は少なくなります。このような習慣を住民の皆さんに周知することが大切です。

なお、資源回収報奨金を活用して、ごみネットの購入や費用を助成している町会等もあります。

不分別、不法投棄、町会等未加入者への対応

①ごみの分別回収は進んでいますが、一部の利用者や新たに転居してきた世帯が誤ったごみ出しをすることがあります。柏市より町会等経由で加入世帯へ「ごみ出しカレンダー」を配付していますが、改めて回覧で正しいごみ出しのお願いや、ごみ集積所に張り紙等でお知らせする町会等は多くあります。

②町会等のごみ集積所や空き地に、大型ごみ等の不法投棄が発生した場合は、まず町会等会員専用のごみ集積所であることや不法投棄禁止の看板を立てて注意喚起をすることが大切です。それでも不法投棄が継続する場合は、その現場写真を撮影し、市役所へご相談下さい。不法投棄現場に遭遇した場合は直接に注意することは避け、車両番号や車の特徴を記録し、市役所や警察に相談することをお勧めします。

- ③町会等未加入者が、ごみ集積所を無断利用する場合は、まず町会等会員専用のごみ集積所であることの看板を立てるか、張り紙をして注意喚起をすることが大切です。町会等に参加はしないが、ごみ集積所は使わせて欲しいと依頼がある場合は、町会加入をお勧めした上で、ごみ当番を一緒に行うことや協力金を支払うことを条件に使用許可している例もあります。

各町会等の事例

【ごみ集積所施策】

- ゴミ集積所管理は各班で行っており、ごみネットは町会が購入している。たまに町会外の人不法投棄はあるが、特に大きな問題は無い。尚、班によってはごみ集積所の場所代を支払っているところもある。
- アパートのごみ集積所の運用および管理が不適切であり、オーナーに話したがうちが上がりず管理会社に交渉した結果、管理会社が「ゴミ収集の専門業者」に依頼することで解決した。神社の清掃等には、地域住民に声をかけただけで集まってくれる。
- 今まで「ごみ当番の負担軽減」に注力し、柏市環境サービス課と相談の上「イケイケカラス」等を試験導入。その後設置場所を調整した上で、50 か所に本格導入出来た。
- ごみ集積所の現状を調査したところ半分以上がブルーシートを利用しておりカラス被害もあった。町会も町会予算や資源ごみ還付金を基礎に補助金を（会員 1000 円、非会員は 500 円）拠出し、ゴミ集積所ごとに必要な大きさの防御ネットボックスを購入し設置することで、住環境の改善となった。
- ごみ集積所として組み立て式ごみ集積所を各所に設置し完了した。
- ごみ集積所のごみ置き場をネットからカラス除けボックスに交換した。カラスの被害激減。

環境美化活動

柏市では年 1 回 5 月に「ごみゼロ運動」を行っており、多くの町会等が参加し、道路や公共場所の清掃を行い地域の環境美化を進めています。また町会等独自で「クリーンデー」を設け、道路や側溝等の清掃、草刈り等を行っています。花壇作りをマンションの環境保全として行っている自治会もあります。



3) 若者が参画する楽しいコミュニケーション活動

町会等の重要な役割は「人と人のコミュニケーションを図り、安心して暮らせる地域づくり」です。最も顔と顔を合わせることができる機会は、やはりお祭りや運動会等イベントであり、賑わいや楽しさを創出することが大切です。町会等活動を通して、家族が地域の人たちと楽しく過ごせる時間を作ることができます。また、町会等未加入世帯に、町会加入の案内ができる良い機会として活用しているところもあります。

その一方、催し物を開催する労力は大きく、負担軽減も合わせて検討していく必要があります。担い手不足で実施が危ぶまれる町会もありますが、負担軽減の工夫をし、努力している町会等のやり方も参考になります。若い世代が活躍できる場でもあるので、企画から運営まで委託することも一案と考えます。

また、開催場所が宅地化されたり、貸主が替わることにより場所の確保が難しくなっているところがあります。常日頃より、貸主とコミュニケーションを取ることにも必要と思われます。

【運営ガイド】



お祭り、レクリエーション大会

- ①各町会等で工夫したイベントが恒例行事として開催されています。地域の人々が顔を合わせ、コミュニティ形成を進める活動として重要な行事であり、町会加入をお薦めする良い機会となります。イベントの事例としては、定番の夏祭り（盆踊り、納涼祭、神社祭等）や餅つき大会があり、ユニークな活動として芋掘り・芋煮会、三世代ふれあいバーベキュー大会、凧揚げ大会、キャンプ、レクリエーション大会、ハロウィン祭り、クリスマス会、綱引き大会、七夕まつり等があります。また抽選会を行い盛り上げているところもあります。
- ②その一方、準備や運営には人手や経費の負担が大きいことも事実です。最近では、お祭りの櫓建てやテント張りが重労働となっています。1日だけでも若い世帯の協力を得られるような期間限定の**ボランティア募集**や、お祭りのお手伝いをきっかけに「**若手の会**」や「**おやじの会**」を作り、毎年協力を得ている町会等があります。また、櫓建てやテント張りを請け負う事業者もあり、外部委託している町会等も増えています。
- ③若い世帯が町会等の行事に関わり易いのは、お祭りやイベントです。若い世帯のアイデアを活かし、運営をお任せすることで成功している町会等があります。企画段階や当日だけの協力でも受入れ、できるだけ多くの人に関わってもらうよう心掛けましょう。また、お祭りやイベントが終わったら、労をねぎらい次年度へのお手伝いを約束してもらうことがポイントだとのお話もありました。

- ④調理を伴う飲食物を不特定多数の人に提供する場合は、保健所に「行事開催届」の提出が必要となります。衛生管理には十分気をつけて開催して下さい。餅つき大会は禁止されていませんが、やはり衛生管理には気をつけ、人や食器の消毒を徹底することや、食べる際に焼きもちやお汁粉に入れる等の過熱する配慮をしているところもあります。

各町会等の事例

- コロナ禍での夏祭りは、やぐらや踊り、屋台は無く、公園で太鼓発表会と抽選会を行った。抽選会はクジ式で、集まらずに分散して公園に来てもらい外れ無しのクジを引く方式。1等賞はお米5Kg、恒例の焼きそばが作れなかったので、カップ焼きそばが景品となった。踊りや花火を各家庭で行ってもらい、それを撮影したものをグループLINEでお知らせして町会の人に見てもらうようにした。各家庭での花火等購入物は町会から補助金を出した。
また、2日目の「カラオケ大会」は、スマホとモニター（TV）を使いYouTubeのカラオケを流して歌ってもらい、たいへん好評であった。また柏市のアイドルグループが町内の関係者の声掛けで参加してくれた。町会の人にはたいへん好評であった。
- 広場整備（芝刈り等）を5～6名で行い、庭づくり（カシニワに登録）や畑づくり、芝生アートを制作。その広場で、令和3年7月にイベント「プチマルシェ」を開催。フリマや福祉製作所のハンドメイド品販売、出店があった。コロナ禍であったので、広場に子ども達が集まることに対しては感染防止対策（3密防止）をした。
- コロナ禍で中止していたお祭りを再開し、賑わいを創出。子供神輿や山車、各種ゲーム、太鼓の披露、バザー、射的等小さいお子さんからお年寄りまで楽しんだ。お祭りには、町会内の子供会、踊りの会、太鼓の会、シルバー会、野球部、サロン活動団体、有志の会（お祭りの時だけ活動）等が参加。
- コロナ禍の中では夏祭り、餅つき大会を中止した。その代わりコロナ後に「親と子の集い」を子供会中心に実施し、太鼓や粘土工作、竹トンボ作り、ゲーム大会・・・等4つのブースに分けて、参加者にスタンプラリーをしてもらった。参加人数約50名、各催しは町会内で得意な方を募り先生役になって貰った。
- 4年ぶりに「桜まつり」を開催。小雨のため急遽プログラムを変更して会館内で射的等のゲームを行った。またキッチンカー（町内の方）を会館前に停め、だし巻き玉子等を販売したところ多くの方々が購入。集客では町会外の小学校の「おやじの会」の協力を得た。これから納涼盆踊り大会や芋堀大会、クリスマス会を予定、町会グランドゴルフ大会、ふるさと協議会主催の八朔相撲等を予定。
- 町会内の神社で年末12/30に開催する「歳旦祭」は、例年行事であり、地域住民の良き交流の場となっている。
- 飲食の屋台やゲーム、抽選会、花火大会（手持ち花火）を実施。大勢の人たちが参加し、子どもたちが喜んでた。しかし行事の周知等人集めには苦労した。
- 今まで行事が何も無かったが、近隣の羽黒台町会の協力を得て合同で夏祭りを開催した。子ども神輿が町会内を練り歩き、近隣の高校の校庭をお借りし出店で楽しんでもらった。多くの会員が参加し、大いに盛り上がった。

運動会、スポーツ大会、健康づくり

- ①各町会等では、運動を楽しんだり、健康づくりのイベントを積極的に行っています。ふるさと協議会主催の運動会に参加したり、ウォーキング大会、ボーリング大会、綱引き大会、ラジオ体操等を開催しており、健康講座などのセミナーも行われています。
- ②高齢化が進む中、健康づくりのイベントが増えています。柏市が健康寿命を延ばす政策を進めている中、個人によって好む運動や仲間づくりもしたいとの要望に応えるためには、町会等での運動や健康づくりの「きっかけ作り」が大切です。さまざまな運動や健康づくりサークル等の「仲間づくり」のきっかけが出来れば、運営はその仲間同士で行ってもらって良いと思います。

文化祭、発表会

- ①ふるさと協議会主催の文化祭に参加する町会等もありますが、町会等単独で開催しているところもあります。芸能発表会や料理講習会等の行事も継続的に行われています。また、文化的な行事や伝統行事の継承を行っている町会等もあります。
- ②趣味や特技を活かした作品作りや演舞の発表の場は、大切だと思われます。各文化サークルや伝統継承団体が発表する文化祭等の主体的な開催や運営は、各サークル代表にお任せする方法に移行し、町会等は場所の提供や助成金支給、情報提供等の協力に力点を移しているところもあります。

子ども会、敬老会への支援

- ①柏市内の子ども会や親子会は減少しており、町会等が子ども会とタイアップをしたいと思っても、子ども会が無かったり、協力的でない場合があると聞くことがありました。子ども会が少ないのは、子どもの減少や親が役員を担えない等の原因があります。親の負担感の中には「子ども会が町会内の団体になると、金銭的援助はありがたいが、子ども会以外の役割やイベントへの動員があり、役員の負担が重い」とのお話もありました。現在、町会等から子ども会への支援は金銭的支援が中心となっていますが、行事や運営の支援を始めたところでは子ども会が復活したところもあります。また、子ども会は子どものためにやっている活動であり、「自治会から資金は出すが、運営には口出しをしない」スタンスでおこなっているところもありました。
- ②柏市内の敬老会は減少しており、町会等の行事へのお手伝いを依頼したいと思っても、依頼できないことが多くなっています。敬老会が減少するのは集まる場所へ行く足が無い、役員のなり手がいない等の原因があります。

現在、町会等から敬老会への支援は、金銭的支援が中心ですが、敬老会と連携した高齢者の生活支援活動への移行も検討が必要と思われます。

町会内のサークルや協力団体への支援

生活スタイルや趣味、特技等の多様化により、地域の人がひとつの行事や催事に全員が集まることは難しくなっています。町会内に多様な活動をする多くのサークルやコミュニティに、多くの人たちが参加し、それぞれに楽しんでいるところがあります。町会等からの支援は、ふるさと会館等の会場の提供や活動費の支援、案内状の回覧等を行っています。そのため町会等が支援するサークルや協力団体からは、町会等の行事や活動に協力を得やすくなります。

4) 高齢者や子育て世代を支える地域の支援活動

高齢化は益々進展し、町会等の活動にも対応が求められています。町会等の大きな課題として、高齢世帯が役員をできないために退会する事例が増えており、町会等の担い手不足が加速しています。またさらに深刻なことは生活支援が必要な独り住まいの高齢者が増えており、地域での支えあい、見守りが大きな課題となっています。

また、子育て世代は育児と仕事に忙殺され、町会等活動に参加できない世帯がたくさんあります。最近では子育て相談ができる行政相談窓口や子育て支援専門のサポート団体が増えてきましたが、ご近所さんのちょっとした言葉かけや理解が、大きな安心感につながることも事実です。

子どもや子育て世代にも、地域で支えあい、見守りが必要と考えます。

【運営ガイド】

- ①高齢世帯の退会や、協力団体の減少を抑制するために、敬老の祝い会の開催や、記念品配付等のイベントから、町会等や有志が運営する、高齢者の趣味や健康づくり等を楽しむ「集いの場」や、特技や時間を活かし元気に暮らせる「活躍の場」づくりに移行しているところがあります。
- ②高齢者対応の専門家や地域委員の活動へ資金提供することも有効と考えます。民生委員児童委員や健康づくり推進員が運営する「サロン活動」へ、資金援助や運営スタッフとしての参加をしている町会等もあります。
- ③「支えあい活動」の高齢者の生活支援は、各町会等ができる範囲で支援組織への支援者紹介や資金提供等で協力することも一案と考えます。
- ④柏市内の小中学校にある学校運営協議会（コミュニティースクール）の活動に積極的に参加し、地域の一員として学校運営に関わることも、子育て世代への支援となります。

各町会等の事例

【高齢化への対応、課題】

- 町会内の人口動態を調査し、世代別世帯数を把握して町会の人たちが共通認識を持った上で、若い世帯向けや高齢世帯向けの行事を変えていく。高齢化の実態は、60 歳以上の人口は全体の約 30%、70 歳以上は約 20%である。

高齢化により班長の役割を担えない人が増えてくると予想する。現在は班内で調整をしてもらっており特に大きな問題は出ていないが、検討が必要である。また町会役員の担い手も少なく、70 歳まで働いてそれから町会役員を引き受けてくれるか疑問である。

【サロン活動、生活支援】

- 香典や出生祝いに加え、入学祝い(図書カード)は継続して町会から贈っている。
- コロナ禍では、サロン活動や子ども向け行事(餅つき、本の読み聞かせ等)は活動休止したが、生活支援(ごみ出し等を有料)は実施した。
- サロン活動は、不定期だが開催している。
- 支え合い活動は、町会に住んでいる人であれば利用できる生活支援であり、5年間以上継続している。ごみ出しや買い物、枝切り、話し相手を手ごろな報酬で実施。

【サークル、親子会支援】

- コロナ禍で小学校の卒業式では、親は式場に入れず外で待っている中で、町会主催のサプライズ企画で卒業生が通る通学路に「卒業おめでとう」ゲートを設置し、全員にケーキを配った。また中止になったハロウィンは、子ども達から要望が出て、小学生以上の親子会と小学生未満のママ友会が企画し、町会は資金援助をして開催した。10人ぐらいのグループを4つ作って、分けて仮装パレードを行った。
- 敬老会が、グラウンドゴルフ等の活動を活発に行っているので、町会から助成金を出している。
- 高齢化への対応として、いずれ町会活動が出来なくなるため、現在「ふるさと祭り」等は、行事実行ボランティアの協力を得て進めている。



6. 資料編

1) お役立ち事業（補助金等）

- ① 柏市地域活動支援補助金（＋10(プラステン)）
- ② 掲示板設置等補助金
- ③ 防犯灯維持費補助金、防犯灯設置費・修繕費補助金
- ④ 資源回収報償金
- ⑤ 行政連絡業務交付金
- ⑥ 柏市ふるさとセンター整備事業補助金
- ⑦ 自主防災組織設立補助金

上記は以下または右をご参照下さい。

- <https://www.city.kashiwa.lg.jp/region/chokai/hojo/index.html>
（こちらの「町会等への補助制度」をご覧ください。）



2) 窓口案内

- ① 柏市 市民生活部 市民活動支援課
電話番号：04-7167-1126

ホームページ(お問い合わせ)：以下または右をご参照下さい。

- <https://www.city.kashiwa.lg.jp/shiminkatsudo/shiseijoho/shisei/soshiki/chikishien.html>



- ② 柏市地域協働を考える会

ホームページ(お問い合わせ)：以下または右をご参照下さい。

- <https://kyodoukai.org/>



3) 参考資料（各 URL または右をご参照下さい）

- ① 柏市町会等一覧（以下の「町会・自治会・区」をご覧ください）

- <https://kyodoukai.org/link/>



- ② ふるさと協議会（以下の「柏市ふるさと協議会」をご覧ください）

- <https://kyodoukai.org/link/>



- ③ 柏市町会等 活動事例集（平成 27～令和 5 年度）

- <https://kyodoukai.org/operation/operation-care/>



- ④ 柏市町会等 役員体験談（以下の該当部分をご覧ください）

- <https://kyodoukai.org/operation/operation-care/>



7. あとがき

本ガイドブックは、町会等で新たに役員を務める方には町会等の役割や行政の支援制度などを学ぶ参考書として、すでに役員を務められている方には他地域の活動・運営事例を知る資料として、柏市地域協働を考える会と協働で作成しました。初版が令和2年に発行されてから、今回の第2版の発行まで5年が経っております。この間、コロナ禍をはじめ多くの災害があり、私たちを取り巻く環境は変化し続けております。それでも地域コミュニティという人のつながりは変わることなく、私たちの生活のなかで大切な役割を果たし続けています。しかしながら現在、多くの町会等が直面している「担い手不足」や「加入率の低下」という課題は、単なる数字の問題ではなく、人と人とのつながりで成り立つ地域コミュニティそのものが危機にさらされていることを意味します。いったん途切れたつながりを再び取り戻すことは容易ではありません。本ガイドブックが、地域コミュニティの果たしている役割を考える一助にもなり、少しでも「つながり」の大切さに気付くきっかけとなれば幸いです。

柏市市民活動支援課

この度、2020年6月に発行した「柏市町会等運営ガイドブック」の後に柏市市民活動支援課と協働でコロナ禍を乗り越えた5年間の諸活動を集大成し、「柏市町会等運営ガイドブック（第2版）」を発行することになりました。本誌は、初版の内容を更新し、新しく町会等の役員になられた方や、すでに数年の経験を積まれた方々にも役立つ内容を編集しました。

地域の担い手不足や加入率低下の大きな課題がある中で、コロナ禍や自然災害への対応は、町会等無くしてなり得ないことを実感しました。

持続可能な町会等活動を真剣に考え、運営方法を見直す時期と考えますので、町会等活動に関わる皆様には、是非ご活用頂き、一緒に考えていきたいと思っています。

尚、ご覧いただきお気づきの点がございましたら、事務局にご一報いただければ幸いです。

柏市地域協働を考える会

柏市地域協働を考える会のご紹介

本会は、柏市市民活動支援課と協働し、町会や自治会、区等の困りごとや課題について、共に考え、これを自ら解決することを目的に、平成26年に発足した公益活動団体です。柏市と町会等の地域団体の協働促進に役立てることを目指し、中間支援を行っています。是非、ホームページをご覧ください。

柏市 考える会

検索

柏市町会等運営ガイドブック（第2版）

制 作 柏市市民活動支援課、柏市地域協働を考える会

表紙デザイン 鬼山恵子（ボランティア）

発 行 2025年（令和7年）6月